

# わが国におけるイノベーション志向の 公共調達の活用促進に向けて

調査部 主任研究員 野村 敦子

## 目 次

### 1. はじめに

### 2. わが国におけるイノベーション志向の公共調達の動向

- (1) 公共調達のイノベーション促進への活用
- (2) わが国政府における対応
- (3) 地方自治体における対応

### 3. 海外におけるイノベーション志向の公共調達の動向

- (1) イギリス
- (2) ドイツ
- (3) 韓国

### 4. わが国におけるイノベーション志向の公共調達の促進・定着に向けて

- (1) 諸外国の取り組みの共通点
- (2) わが国の課題～イノベーション志向の公共調達促進に向けた「壁」の  
解消

### 5. おわりに

補論 地方自治体の先駆的取り組みの横展開

---

## 要 約

1. 公共調達とは、国や地方自治体などの公共機関が、日々の職務遂行に必要なモノやサービスの購入、工事の発注などを行うことをいう。公共調達の仕組みを活用して、国・地方自治体などが革新的な技術やモノ・サービスの「最初の買い手」となることで、イノベーション促進やスタートアップ育成などを図る「イノベーション志向の公共調達（以下、イノベーション調達）」に取り組む動きが世界的に広がりを見せている。イノベーション調達には、公共機関のニーズに応じた革新的な技術の採用と実用化の促進、新たな市場の創出、公共サービスの質の向上や社会的・経済的課題の解決、スタートアップ・中小企業など新たなイノベーションの担い手の育成とオープンイノベーションの促進、などの意義がある。
2. わが国における公共調達の総額は、国等が約11兆円、地方自治体が約17兆円に上り、その一部をイノベーションを担うスタートアップなどに振り向けることで、経済成長や競争力強化に繋がることが期待される。そこで、国・地方自治体によるスタートアップなどからの公共調達の拡大に向け、様々な施策が講じられている。しかしながら、個々の府省庁・地方自治体の自主的な取り組みに委ねられており、組織間、地域間で差が生じているのが現状である。わが国の場合、調達当局のリスク回避志向や前例踏襲主義が根強いこと、イノベーション促進の観点よりも中小企業支援策の一環として補助金的な性格が強いことなどが課題として指摘できる。
3. わが国の参考事例として、「2023年調達法」を制定して公共調達の抜本的な改革を進めるイギリス、連邦政府 (BMWE) 傘下のイノベーション調達専門組織 (KOINNO) が総合的な支援を行うドイツ、「革新的製品指定制度」の導入など中小企業支援策からイノベーション志向への転換を進める韓国、という3カ国の動向について整理した。これらの国々の共通点として、①イノベーション調達の包括的な枠組みを明示し、制度化に取り組んでいる点、②イノベーション調達を支援する専門組織を設置している点、③公共調達に従事する人材の能力開発を重視している点、④一元的に情報を収集・提供するプラットフォームを構築している点、が指摘できる。
4. わが国のイノベーション調達の障壁として、従前より「制度」、「能力」、「意識」の三つの壁が指摘されている。これらに加えて「情報の壁」が存在しており、諸外国の取り組みはこれらの障壁の解消を目的とする。わが国も、諸外国の取り組みを参考に壁の解消に段階的に取り組むとともに、公共部門全体におけるイノベーション調達の統一的な枠組みを整備することが求められる。短期的には「情報の壁」の解消に向けて、一元的な情報プラットフォームを構築し、分断・分散している情報・データの収集と情報アクセスの円滑化、需要側と供給側のマッチングの充実、収集したデータの分析と政策への活用を図ることである。中期的には「能力の壁」の解消に向けて、調達を担当する人材の専門性の強化ならびに能力に見合った評価体系や報酬制度、キャリアパスの用意などに取り組むことである。あわせて、イノベーション調達に従事する需要側・供給側双方への支援体制の強化が求められる。長期的には「制度の壁」の解消に向けて、法的枠組みやプロセスの見直し、審査・評価体制の構築、これらの施策の統括・実施を担う中央機関の設置など、公共調達改革を進め、「意識の壁」の解消を図ることである。公共調達のイノベーション志向への改革は、国際的潮流かつ時代の要請ともいえ、わが国が早急に取り組むべき課題である。

## 1. はじめに

イノベーション調達とは、「政府等公的機関の調達のうち、公的機関のニーズをもとにした『イノベーション促進型の公共調達』のこと」である（注1）。従前より、政府・地方自治体などの公共部門が、革新的な技術やサービスを開発・提供する中小企業・スタートアップなどの成長を支援し、競争力強化や経済成長に繋げるために、公共調達を活用して「最初の買い手（アーリーアダプター）」となって初期需要を喚起する取り組みが、わが国をはじめ世界各国で広がりを見せている。

さらに近年、市民や民間の多様なニーズへの対応、公共サービスの効率化・高度化、複雑化する社会的課題や環境問題の解決など、公共部門がより積極的にイノベーションの創出に関与し、その成果を導入する必要性が高まっており、公共調達のイノベーション志向への転換が強く認識されるようになっている。こうした考えのもと、諸外国では公共調達の改革が進められており、イノベーション志向の公共調達に向けての法制度の見直し、ガイドラインの策定、評価や審査などを行う機関の設置、専門人材の育成などが進められている。

わが国においても、「スタートアップ育成5か年計画」の3本柱のうちの第2の柱「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」で、スタートアップに対する公共調達を拡大する方針が明記されている。しかしながら、わが国の公共調達の現場では、依然として企業の規模・業歴や実績などが重視され、高度な技術・サービスを有するスタートアップや中小企業などが新規参入できる機会は限定的である。中小企業庁の「令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績」によれば、スタートアップが含まれ得る「国等の新規中小企業者（創業10年未満の中小企業・小規模事業者）向け契約実績額」は、官公需総実績額の約1.4%、中小企業・小規模事業者向け契約実績額の約3.1%にとどまっている。

優れた技術を有するスタートアップを発掘・育成し、イノベーションや新たな市場の創出を促進することは、わが国の持続的な成長や競争力強化の観点から重要な課題である。加えて、国・地方自治体が直面する様々な課題解決に向けて、イノベーションの導入が不可欠であり、イノベーション志向の公共調達の枠組みを整備する必要性が高まっている。

そこで本稿では、公共部門のイノベーションの促進、ならびにイノベーションの新たな担い手の発掘と育成に向けて、公共調達を有効に活用するために、諸外国はどのように公共調達改革に取り組んでいるのか、先行する事例から「イノベーション調達」の要諦を整理し、わが国への示唆を探る。

（注1）文部科学省「第28回 科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会」配布資料、2024年12月23日（[https://www.mext.go.jp/content/20241223-mxt\\_kibanken01-000039415\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241223-mxt_kibanken01-000039415_3.pdf)、2025年9月24日閲覧）。

## 2. わが国におけるイノベーション志向の公共調達の動向

### （1）公共調達のイノベーション促進への活用

公共調達（わが国政府は官公需とも呼ぶ）は、国や地方自治体などの公共部門が、日々の職務遂行に必要な物品やサービスの購入、工事の発注などを行うことをいう。わが国では、国の調達手続きについては会計法、予算決算および会計令（予決令）で制度の大枠が規定され、地方自治体については地方自治法、地方自治法施行令で国の制度に倣う形で規定されている。公共調達は、一般的に経済的かつ効率的であることが求められ、プロセスに関しても公平性、競争性、透明性が重視される。このため、需要

者にとって最も有利な条件で入札した事業者と契約する一般競争契約が原則的な契約方式とされている。ただし、契約の性質・目的などに応じて指名競争契約や随意契約とすることもできる（図表1）。また、落札者の選定方式として、最も安い価格を提示した事業者を落札者とする最低価格落札方式と、価格に加えてそれ以外の要素（技術や実績など）も加味して最も高い総合評価点を得た事業者を落札者とする総合評価落札方式の二つの落札方式がある。2023年度におけるわが国の公共調達の総額は、国等が約11兆円、地方自治体が約17兆円の規模である（図表2）。

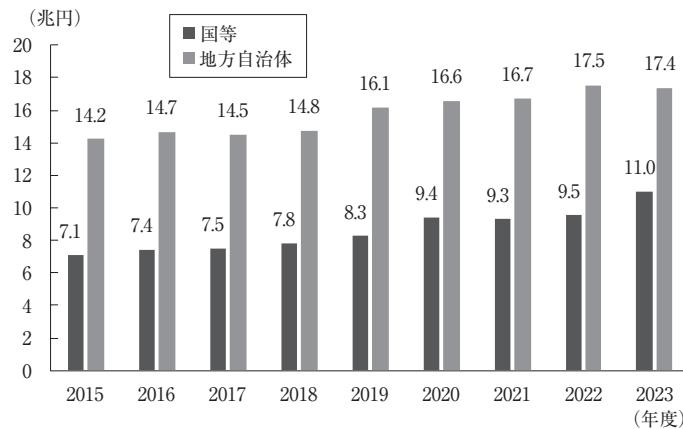
（図表1）わが国における公共調達の契約方式等の概要

公共調達（官公需）：各府省庁、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体などが物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること	
分類	概要
契約方式	一般競争契約 発注者が契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式 ※資格審査の結果、それぞれの国等の機関で定めている基準によりA～Dのランクに格付けされ統一資格の有資格者名簿に登録、格付けに応じた予定価格の競争入札に参加可能
	指名競争契約 契約主体が、資力・信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選び、入札の方法によって競争させ、そのなかから相手方を決定して締結する契約方式 ※会計法は、以下のは指名競争に付するものとしている (i) 契約の性質または目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合 (ii) 一般競争に付することが不利と認められる場合 加えて、契約に係る予定価格が少額である場合、その他政令で定める場合は、指名競争に付することができる
選定方式	最低価格自動落札方式 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式
	総合評価落札方式 契約の性質または目的から、価格およびその他の条件が契約主体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式、価格のみでの競争に適さない場合に採用 ※総合評価落札方式は、財務大臣との事前協議が必要だが、これを不要とする包括協議が情報システム等、公共工事等、調査・研究・広報等について整えられている
競争入札によらない方法	
随意契約	契約主体が、契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式 ※以下の場合、随意契約による (i) 契約の性質または目的が競争を許さない場合 (ii) 緊急の必要により競争に付することができない場合 (iii) 競争に付することが不利と認められる場合 ※以下の場合、随意契約によることができる (i) 契約に係る予定価格が少額である場合 (ii) その他政令で定める場合 ※随意契約には企画競争、公募のような類型もある 企画競争：複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた企画書等を提出した者と契約する方式 公募：特定の設備、技術等が必要な業務について委託する場合、これらの要件、手続きを公開して契約参加者を募集し、応募者が一者であった場合、契約する方式

（資料）規制改革推進室「入札・契約制度の概要」（2017年4月17日）、西村門多、保田紗里 [2024]、中小企業庁ホームページをもとに日本総合研究所作成

イノベーション調達（Innovation Procurement）とは、「政府等公的機関において、リスクと向き合いながらイノベティブな技術やサービスを採用する志向に転換して調達することができるよう、規則・制度・運用を工夫した一連の取り組みによる調達を指す」（図表3、JST CRDS [2023]）。イノベーション調達は、すでに実用化・普及している革新的な製品やサービスを購入することのみならず、市場に存在していない研究開発段階にある製品・サービス、または市場への投入の準備段階・初期段階にある製品・サービスについて、公共調達を通じて初期需要を喚起し、社会実装や市場創出を図ることを意図するものである。

(図表2) わが国における公共調達の総額の推移



(資料) 中小企業庁「中小企業・小規模事業者向け契約実績」各年度版、「地方公共団体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」各年度版をもとに日本総合研究所作成

(注) 国等:国および公庫等をいい、具体的には以下のとおり。①国:財政法第21条に規定する衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院ならびに内閣・内閣府、復興庁および各省、②公庫等:独立行政法人(60法人)、国立大学法人(86法人)、国立研究開発法人(27法人)、大学共同利用機関法人(4法人)、沖縄振興開発金融公庫、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本年金機構および日本中央競馬会の計182法人(「官公需契約の手引き 施策の概要(平成30年度版)」による)。

地方自治体:官公需契約実績は、調査対象である都道府県(47)、人口10万人以上の市(259)および東京都特別区(23)の合算。一部の地方自治体においては、対象となる契約案件についての把握が完全でない部分がある。

(図表3) イノベーション調達の概要

定義	<p>「イノベーション促進型の公共調達制度を活用すること」 政府等公的機関において、リスクと向き合いながらイノベティブな技術やサービスを採用する志向に転換して調達することができるよう、規則・制度・運用を工夫した一連の取り組みによる調達を指す(科学技術振興機構 研究開発戦略センター(JST CRDS))</p> <p>＜参考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OECD [2017]「研究開発やイノベティブな製品・サービスの市場への投入を通じて、イノベーションを促進することを意図した、あらゆる種類の公共調達(商業化前または商業化後)」</li> <li>欧州委員会 [2021]「イノベーションのプロセス(研究開発)の一部、またはすべての成果を購入すること、これらの一つまたは両面を有するあらゆる調達」</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共部門の新たなニーズに対応し、環境面・社会面などの諸課題を解決するとともに、公共部門自体のイノベーションを促進</li> <li>イノベーションの新たな担い手(スタートアップ等)、新たな市場を創出・育成(単なる中小企業・スタートアップ支援の補助金とは異なり、事業化まで見据え伴走型支援を実施)</li> </ul>
分類	<p>ヨーロッパや韓国では、イノベーション調達を主に以下の三つに分類</p> <p>① PCP(商業化前調達: pre-commercial procurements) : 政府等公的機関においてニーズはあるが、市場に存在しないモノ・サービス等を『研究開発を経て試作品レベルのモノ・サービスとして公共調達する』</p> <p>② PPI(イノベティブソリューションの公共調達: public procurements of innovative solutions) : 政府等公的機関にニーズがあり、ある程度まで製品レベルに移行したモノ・サービス等の初期需要として『量産化に向けた一定規模を公共調達する』</p> <p>③ IP(イノベーションパートナーシップ: innovation partnerships) : ①と②を組み合わせて公共調達する</p>

(資料) 科学技術振興機構 研究開発戦略センター(JST CRDS)「海外トピック情報:科学技術イノベーション促進型公共調達制度の国際比較調査」(2023年6月)スライド6ページをもとに日本総合研究所作成

そして、調達先は主にスタートアップなどの新興企業が想定されている。国や地方自治体の公共調達は、前述の通り十数兆円の規模であるが、その数パーセントをイノベーションに取り組むスタートアップなど新興企業に振り向けることで、有望な技術の実用化や製品化、新たなビジネスモデルの実現など、市場への足掛かりを提供し、スタートアップの成長を後押しする狙いがある。そればかりでなく、公共部門の側にとっても自身の業務や提供する公共サービスのニーズに応じて、既存の製品・サービスにはない革新的なソリューションを民間との協働を通じて開発・導入することにより、自身のイノベーションを促進し、業務の効率化・高度化やサービスの質の向上、直面する諸課題の解決などに繋がるとの期待もある。

もっとも、国・地方自治体などの公共機関は基本的に国民の税金を財源とし、国民に対しサービスを提供する立場であることから、決してミスを犯してはならない、失敗は可能な限り回避しなければならない、そのためには（すでに結果がわかっている）前例を踏襲すべきである、という考え方方が根強い（いわゆる行政の無謬性や前例踏襲主義）。このため、不確実でリスクがある研究開発段階、市場投入の準備段階にある技術や製品、サービスを採用することは、組織の成り立ちや性質からも容易ではないのが現実である。また、万が一失敗した場合には、当該調達の担当者の責任となり、評価が下がりかねないという懸念もあるため、現在の公共調達の枠組みのなかで果敢にリスクのあるイノベーションの採用に挑むことは難しい。一方のスタートアップなど新興企業においても、業歴や実績、人材不足などから、公共部門のニーズを把握したり、入札に参加する要件を充足することなどはハードルが高い。

こうした事情もあり、イノベーション調達の促進に取り組む各国では、通常の公共調達制度とは別に、国や地方自治体などの公共部門が各々のニーズに基づき課題を提示し、スタートアップ等からの技術提案について一定の評価・審査を行ったうえで随意契約できるなどの枠組みの整備を進めている。こうした制度の代表的なものとして、アメリカのSBIR（Small Business Innovation Research）が挙げられる。国が最初の買い手（First Customer）として、スタートアップのアイデアや技術を開発・実用化するために必要な資源（資金、技術、知識、人材など）を複数段階に分けて提供し、優れたソリューションについては各省庁の技術専門家が商業化まで伴走する仕組みである（図表4）。わが国をはじめ世界各国も、類似の制度を導入している。

（図表4）アメリカ版SBIRの主な特徴

名称	Small Business Innovation Research
開始年	1982年（法制定）
根拠法	Small Business Innovation Development Act、中小企業技術革新開発法
対象	アメリカ市民もしくはアメリカに永住権を持つ個人、もしくは、そうした個人によって経営されている中小規模（パートタイム労働者等も含めて従業員が500人以下）の営利企業
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>11省庁が参加する政策枠組み：国防総省、航空宇宙局、国土安全保障省、運輸省、農務省、保健福祉省、環境保護庁、商務省、教育省、エネルギー省、国立科学財團</li><li>SBIRへの予算支出を義務化：研究開発予算のうち、あらかじめ決められた割合（現在3.2%）を研究開発型中小企業（SME）に割り当てるなどを義務化</li><li>プログラムの制度設計を標準化：基本的な制度設計や運用ルールを「Policy Directive」として明文化、11省庁が統一的なルールに則ってプログラムを実施</li><li>ステージゲート方式の多段階支援 フェーズ1（フィージビリティスタディ）：5万～27.5万ドル、6～12カ月 フェーズ2（研究開発）：75万～200万ドル、2年程度 フェーズ3（市場化）：政府調達または民間ベンチャーキャピタルへ紹介と多段階で支援、フェーズが進むほど件数が絞られる「ステージゲート方式」</li><li>詳細な開発目標の提示：公募にあたって、具体的かつ詳細な「開発目標」を提示、この開発目標は各省庁の「調達ニーズ」あるいは「政策課題」に基づいて、各省庁の科学行政官が設定</li><li>政府が最初の顧客になり市場創出：SBIRの開発成果は、フェーズ3で政府が実際に調達したり、プライムコントラクターとのマッチング等を実施、政府が「最初の顧客」となり、市場をつくり出すことで、事業化の成功率を高める</li></ul>

（資料）内閣府「日本版SBIR制度の見直しについて」（2021年2月）をもとに日本総合研究所作成

OECD [2024] によれば、OECD諸国の公共調達はGDPの約13%を占める。この一部を、イノベーションの促進やスタートアップの支援に有効に活用すれば、社会課題の解決に貢献するソリューションや新たな担い手の創出を刺激したり、社会の公平性や持続可能性の達成に役立つ強力なツールになると指摘している。そうした目的意識のもと、公共調達を通じて革新的な財やサービスを支援する政策・戦略を策定する国は年々増加しており、2017年の報告書ではOECD諸国約50%であったのが、2024年の報告書では約81%にまで増加している（注2）。

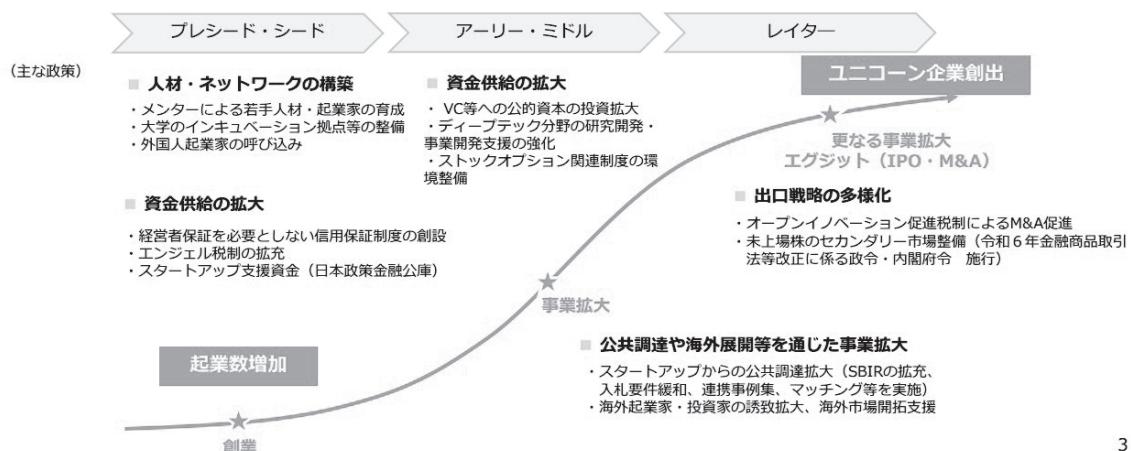
イノベーション調達の意義として、欧州委員会（注3）は、①市場の形成や新たな市場の創造、②革新的な製品、サービス、成果の市場への導入の促進、③公共サービスの質の向上、④（とくに）中・小規模な企業の市場へのアクセス支援、⑤賢明な投資の促進、⑥公共支出が多いモビリティ（移動）、健康、教育などの分野に大きなプラスの影響、といった点を挙げている（注4）。

## （2）わが国政府における対応

### A. イノベーション志向の公共調達の経緯

わが国においても、持続的な成長に向けて優れた技術力を有するスタートアップの創出・育成が重要課題とされており、各種支援策が講じられている。2022年策定の「スタートアップ育成5か年計画」では、「人材・資金・事業」の三つの柱に沿って、スタートアップの成長ステージに応じた支援の展開が示されている（図表5）。創業期は主に、人材・ネットワーク網の構築や資金供給が中心であるが、事業拡大期では公共調達が重要な支援策の一つとされている。政府が最初の買い手となることで、初期需要の創出、信用力の向上、民間の需要・投資の誘発など、スタートアップの経営基盤の強化や成長に繋がることが期待される。

（図表5）「スタートアップ育成5か年計画」で提示されている成長段階に応じた支援策



3

（資料）経済産業省イノベーション・環境局「スタートアップ政策について～これまでの取り組みと進捗～」2025年2月13日より引用  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/innovation/pdf/006\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/innovation/pdf/006_03_00.pdf)、2025年8月5日閲覧)

法律面からも、中小企業基本法第23条、ならびに「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下、官公需法）」において、国等は中小企業の受注機会を増大するよう努力することが要請さ

れている。そして、官公需法の第4条第3項の規定に基づき、毎年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下、基本方針）」が策定され、中小企業向けの契約目標の設定や各種措置を講ずることなどが定められている（図表6）。2015年度より、スタートアップが対象に含まれ得る創業10年未満の中小企業（新規中小企業者）に関して、目標とする契約比率が定められており、2025年度は官公需総額の3%以上を目指す方針とされている。また、アメリカに倣いわが国においても、中小企業・スタートアップ等の研究開発を支援する日本版SBIR制度が1999年から導入されている（図表7）。加えて、研究開発・調査・広報事業など、専門的技術やノウハウなど技術的要素の評価を行うことが重要となるものは、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する「総合評価落札方式」による入札制度が導入されている（前掲図表1）。この制度を活用して、革新的な研究開発を行う技術力のある中小企業者等について、入札参加機会を拡大する措置（技術やノウハウなどを評価項目に加えるなど）が講じられている。

（図表6）中小企業者に関する国等の契約の基本方針とスタートアップ向け施策

契約目標 (2025年度)	中小企業・小規模事業者向け契約目標：比率61%、金額5兆9,193億円 新規中小企業者向け契約目標（比率）：3%以上 ※新規中小企業者：創業10年未満の中小企業・小規模事業者、スタートアップが含まれる
スタートアップに係る公共調達促進の取り組み	①公共調達への参画を促進・拡大するための措置の活用：「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」（2024年3月改正）に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用（国等） ②スタートアップと行政機関との連携拡大を目指した取り組みの継続：スタートアップの新技術による社会・行政課題の効率的な解決と公共調達を活用したスタートアップの育成を目指したピッチイベント「マッチングピッチ」を実施（内閣府） ③スタートアップ等から優先的に調達を行う措置の検討：スタートアップ等が有する高度かつ独自の新技術について、政府の調達ニーズに合わせて随意契約を可能とする柔軟な調達の仕組みを創設する等、スタートアップ等から優先的に調達を行う措置を検討（内閣府・経済産業省）
目標未達の場合の措置	中小企業庁は、前年度と比較して官公需総実績額に占める中小企業等向け契約の実績（比率）が大きく低下、または当年度に契約目標の比率を大きく下回る機関に対し、必要に応じ、改善に向けた取り組みについて聴取を行う

（資料）経済産業省「『スタートアップ育成5か年計画』の進捗状況について」、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」をもとに日本総合研究所作成

（図表7）中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の概要

改 正 前	名称 開始年 根拠法 概要 課題	中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度） 1999年 中小企業等経営強化法 ・中小企業者等に対して研究開発に関する補助金・委託費等の支出機会の増大を図るとともに、その成果の事業化を支援 ・国等の新技術に関する研究開発予算のうち、中小企業者等向けの「特定補助金等」を指定。毎年度「特定補助金等の支出目標」等を定めた「交付の方針」を閣議決定。特定補助金等を受けた中小企業者等を対象とした事業化支援を実施 ・総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省の7省が参画 アメリカのようにイノベーション創出を目標としたスタートアップ支援策となっていない ・支出目標の対象分野の偏り・戦略性の欠如 ・支援フェーズ等の偏り、連続的な支援の不足 ・効果向上の統一ルールやプログラムマネージャーの不在 規模的にも大きな差（2019年）：アメリカ約3,500億円、日本約392億円
改 正 後	改正年 根拠法 改正内容	2021年 科学技術イノベーション活性化法に移管 ・制度目的をイノベーション創出とし、内閣府を司令塔とする ・各省の特定の研究開発予算（特定新技術補助金等）の一定割合がスタートアップ等へ支出されるよう、支出目標を設定 ・各省の指定の補助金等（指定補助金等）の統一的なルールとして、 ①政策ニーズに基づく研究開発課題の提示 ②段階的に選抜しながらの連続的支援 ③プログラムマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援 ④スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化などを検討 ・このほか、入札資格の特例、SBIR特設サイト開設など
備 考	・2025年度の支出目標額 国等の特定新技術補助金等の交付額（4,653.7億円）のうち、特定研究開発型スタートアップ等向け支出目標額：1,408.8億円（割合30.3%） ・2024年度 特定研究開発型スタートアップ等向け支出目標額1,406.7億円 同 支出実績見込み額996.8億円（達成率70.9%）	

（資料）内閣府「日本版SBIR制度の見直しについて」（2021年2月）、内閣府「新SBIR制度について」（2023年3月）、「令和7年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針について」（2025年6月6日閣議決定）をもとに日本総合研究所作成

もっとも、わが国の公共調達の活用に関する施策は、どちらかといえば中小企業支援の色彩が濃く、官公需法や上述の基本方針などもスタートアップやイノベーションを対象として明示するものとはなっていなかった（注5）。このため、実際にスタートアップの高度な技術やサービスを導入・活用しようと取り組みを進めている府省庁は一部にとどまっていた。日本版SBIRに関しても同様で、当初は中小企業等経営強化法に基づく中小企業向け補助金としての性格が強く、イノベーションの創出ならびに社会実装を意識して伴走支援するような内容とはいはず、アメリカに比べて予算規模も小さいなど様々な課題があった。内閣府のアンケート調査によれば、情報やマッチングの不足、目利き機能の欠如、手続きの負担の大きさ、市場規模が限定的で出口の広がりが見えづらいなどの課題が指摘されていた（図表8）。

（図表8）公共調達のイノベーション化や中小企業・スタートアップの活用促進に係る課題  
(内閣府アンケート調査による)

- 政府機関が行っている調達の情報が、必ずしも広く知られているわけではない。そのため、政府機関のニーズを充足しうる技術とのマッチングが十分になされていない。
- 政府機関は、必ずしも技術の目利き機能を有しているわけではなく、新しい技術を元にした優れた提案が採用されることが難しい状況にある。
- 政府機関が行っている入札の参加資格要件、仕様、審査プロセス、契約・支払手続きなどが、事業規模や企業体力を要するものが多く、参入できる企業が固定化する傾向に。
- 企業の側でも、政府機関のニーズにのみ対応すると、市場規模が限定的となる。そのため、他分野への展開も進めるべきであるが、出口での広がりが見えづらい。

（資料）内閣府「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」2019年4月1日

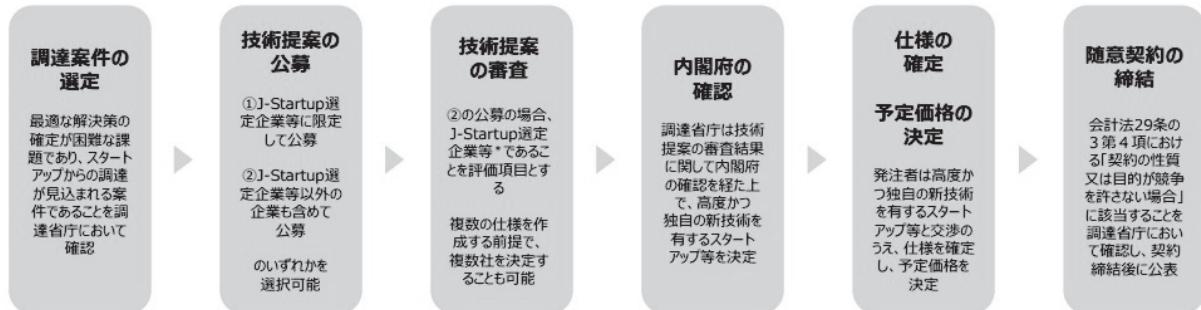
## B. スタートアップ等からの公共調達拡大の取り組み

こうした状況下、政府が主導してスタートアップの製品・サービスの市場・需要を創出すること、ならびに政府自身がスタートアップの高度な新技術を活用して多様な行政課題に対処することの重要性を明確に示すために、2019年4月に内閣府が「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」を策定・発表している。その内容は、各府省庁に対し、①調達情報・技術情報等の発信の強化、②中小・ベンチャー企業の機会拡大に資する取り組みの推進、③入札・審査の方法の検討、④新技術の社会実装に向けての調達促進の取り組みの推進、を積極的に実施することを推奨するものである。

さらに、2022年11月発表の「スタートアップ育成5か年計画」において、スタートアップからの公共調達を拡大する方針が示されたことを受け、各府省庁において多様な取り組みが進められている。2025年1月には、政府・関係機関における具体的な取り組み事例を整理・紹介する「スタートアップからの公共調達等の推進に向けた施策ガイドブック」が作成されている。掲載されている主な施策には、経済産業省・内閣府により創設された「高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム（スタートアップ技術提案評価方式）」がある（図表9）。スタートアップが有する高度かつ独自の新

技術について、政府の調達ニーズに合わせて随意契約を可能とする仕組みである。また、「技術力あるスタートアップ等の入札参加機会の拡大」として、官民ファンドの出資先やJ-Startup（注6）認定企業（約270社、2025年3月31日現在）等について、自身の入札参加資格（注7）よりも上位の等級の入札への参加を可能とする措置についても紹介されている（注8）。

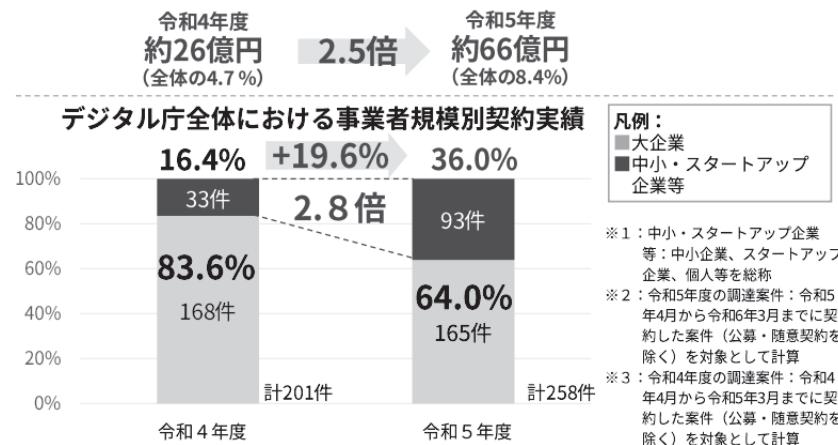
（図表9）高度かつ独自の新技術を有するスタートアップ等からの随意契約スキーム



（資料）経済産業省「『スタートアップ育成5か年計画』の進捗状況について」第6回スタートアップ創出調整連絡会議 経済産業省 提出資料、2024年8月7日

2021年に発足したデジタル庁は、その業務の性格上、迅速なシステム・サービスの開発・提供、利用者視点での継続的な改善などが求められている。そこで、従来とは異なる調達プロセスや体制の見直しなど、より柔軟な調達の在り方を検討するために、2022年に情報システム調達改革検討会が開催された。同検討会の提言を踏まえ、中小企業やスタートアップ等の参入機会を拡大するために、プロポーザル型企画競争入札の導入、デジタルスタートアップへの加点、デジタルマーケットプレイス（DMP）の開設など、多面的な取り組みが進められている。その結果、デジタル庁における中小・スタートアップ企業等との契約件数は、2022年度が33件・契約金額26億円（全体の4.7%）であったのが、2023年度は93件・契約金額66億円（全体の8.4%）と、件数・金額ともに大きく伸びている（図表10）。

（図表10）デジタル庁全体における中小・スタートアップ企業等の契約金額

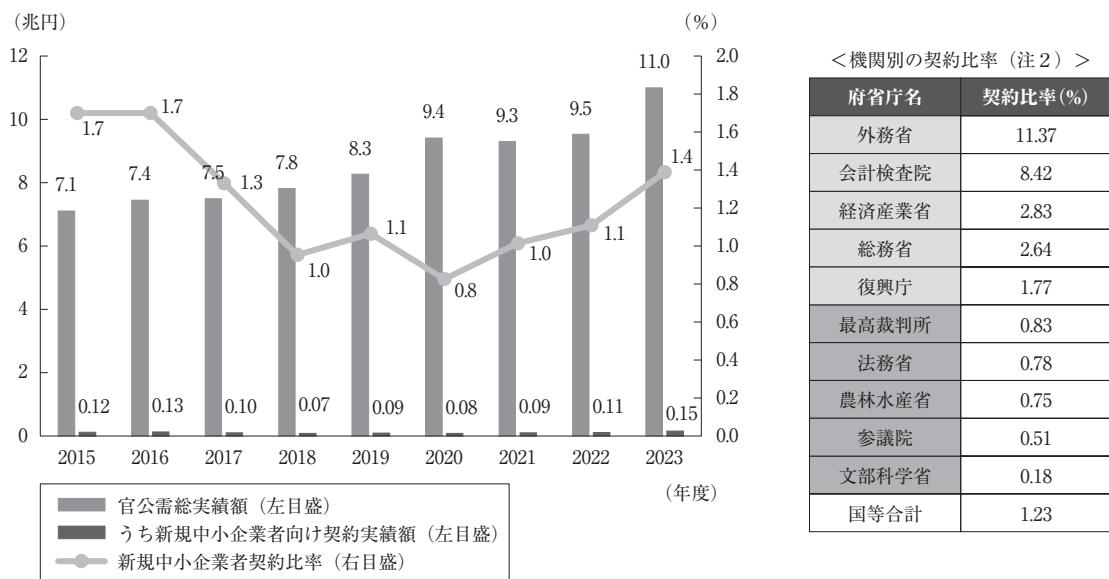


（資料）デジタル庁「令和5年度デジタル庁情報システム調達改革のフォローアップ」2024年4月2日

日本版SBIRに関しても、2021年に根拠法が「中小企業等経営強化法」から「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科学技術イノベーション活性化法）」に移管されるとともに、内閣府が司令塔となり、支出目標や統一的な運用ルール等が定められた。そして、アメリカと同様に多段階選抜方式の導入・大規模実証事業を支援するフェーズ3の新設、研究開発成果の随意契約による調達など、ゴールを見据えてスタートアップの事業化・社会実装を支援する枠組みに改正されている（前掲図表7）。

このように、2022年のスタートアップ育成5か年計画の発表以来、各府省庁により制度や入札・審査方法の見直し、情報提供の強化など、様々な措置が講じられている。もっとも、政府全体として新規中小企業者（創業10年未満の中小企業・小規模事業者）との契約目標比率が官公需総実績額の3%以上に設定されているのに対し、現状は約1.4%（中小企業・小規模事業者向け契約実績に対する比率は約3.1%）にとどまる（注9）（図表11）。新規中小企業者との契約比率や前述の内閣府のガイドブック掲載事例を府省庁別にみると、それぞれの府省庁が調達する物品・サービス等の内容にもよるが、意欲的に取り組みを進めているところとそうでないところで濃淡が生じているものと推察される。

（図表11）国等（注1）の新規中小企業者の契約比率の推移



（資料）中小企業庁「中小企業・小規模事業者向け契約実績」、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」各年度版をもとに日本総合研究所作成

（注1）国等とは、国の府省庁等（財政法第21条に規定する衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院ならびに内閣・内閣府、復興庁および各省）ならびに公庫等（独立行政法人、国立大学法人、国立研究開発法人等）。

（注2）国等の機関別の契約比率は2019～2023年度の5年間の平均値で上位5機関と下位5機関を示した。

### （3）地方自治体における対応

地方自治体に関しても、官公需法第8条の規定に基づき、「国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている（注10）。

具体的な施策の一つとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定される随意契約を活用した「トライアル発注」などと呼ばれる制度がある（図表12）。地方自治体との取引実績が少ないスタートアップや中小企業などでも、優れた製品や技術を有するものであれば随意契約を可能とし、受注機会

の拡大や販路開拓の支援などを実施するものである。2003年7月に佐賀県が全国で初めてトライアル発注事業の取り組みを開始し、当該事業により受注実績・信用獲得に繋がり、売り上げが増えた認定企業が約4割を占めたと報告されている。2004年11月には岐阜県からの提案（構造改革特区第5次提案）を受け、地方自治法施行令が改正され、随意契約の対象範囲が拡大し、トライアル発注制度が全国の地方自治体に普及することとなった（注11）。なお、トライアル発注制度は、それぞれの地方自治体が独自に制度を創設・実施するもので名称や詳細は各自治体で異なり、全国で統一された仕組みではない。

（図表12）トライアル発注制度の概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた技術や製品・サービスを持ちながらも、受注実績がなく販路開拓に苦戦している中小企業やスタートアップに対し、地方自治体が試験的に購入することで受注実績・信用獲得を図り、新製品や新サービスの販路開拓を支援する制度</li> <li>随意契約による発注を可能とするための認定等を行う</li> <li>実施自治体はそれぞれ独自の制度を制定しており、名称もトライアル発注制度以外にも様々ある</li> </ul>
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003年に佐賀県古川知事（当時）が、立候補にあたりマニフェストに理念を盛り込み、同県でトライアル発注事業を開始→採択後に売り上げが増える企業が約4割程度を占め、底上げに貢献</li> <li>2004年に岐阜県が構造改革特区の第5次提案で、一定の政策的実現のために随意契約の対象を広げることを提案→同年に地方自治法施行令の改正により随意契約の対象範囲がスタートアップ等の新製品にも拡大</li> <li>2015年に地方自治法施行令一部改正、役務（サービス）、製品の借り入れも対象に</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>2007年にトライアル発注全国ネットワークが発足、連携支援、ノウハウ共有などを実施（事務局・佐賀県、2023年に廃止）、2007年11月現在の参加自治体は41都道府県であった</li> </ul>

（資料）内閣府、内閣官房、デジタル庁「デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ TYPE 1 / 2 / 3 等制度概要 増補版」（2024年2月14日）をもとに日本総合研究所作成

それ以外にも、2022年の「デジタル田園都市国家構想交付金（以下、デジ田交付金）」では、地方自治体がスタートアップと連携してデジタル実装を進める取り組みなどに対し優遇措置が講じられた（図表13）。例えば、デジ田交付金の「デジタル実装タイプ」は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取り組みを支援する施策であるが、デジタル実装するサービスの提供主体がスタートアップである場合には、当該地方自治体の申請事業を加点評価する要件が新設された（2022年度補正予算）（注12）。デジ田交付金の後継施策である「新しい地方経済・生活環境創生交付金」のデジタル実装型においても、スタートアップがサービスの提供主体、あるいは提供サービスの一部機能を担う場合に、それぞれ加点措置が講じられている（地場スタートアップの場合にはさらに加点）。なお、政府は社会課題解決のためのスタートアップや中小企業等の取り組みの促進・定着・実装が見られる地域（注13）を2027年度までに900地域程度にする目標を掲げている。

（図表13）デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）において  
スタートアップ活用加点措置が適用された事業件数

分類	スタートアップ活用加点 (全件数に占める割合)	全体の事業件数
TYPE 1	187件（11.1%）	1,687件
TYPE 2	20件（83.3%）	24件
TYPE 3	6件（75.0%）	8件
マイナンバーカード利用 横展開事例創出型（TYPE X）	35件（67.3%）	52件

（資料）内閣府地方創生推進室、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「令和4年度補正『デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ』スタートアップ活用加点措置に係る実績報告」2023年4月

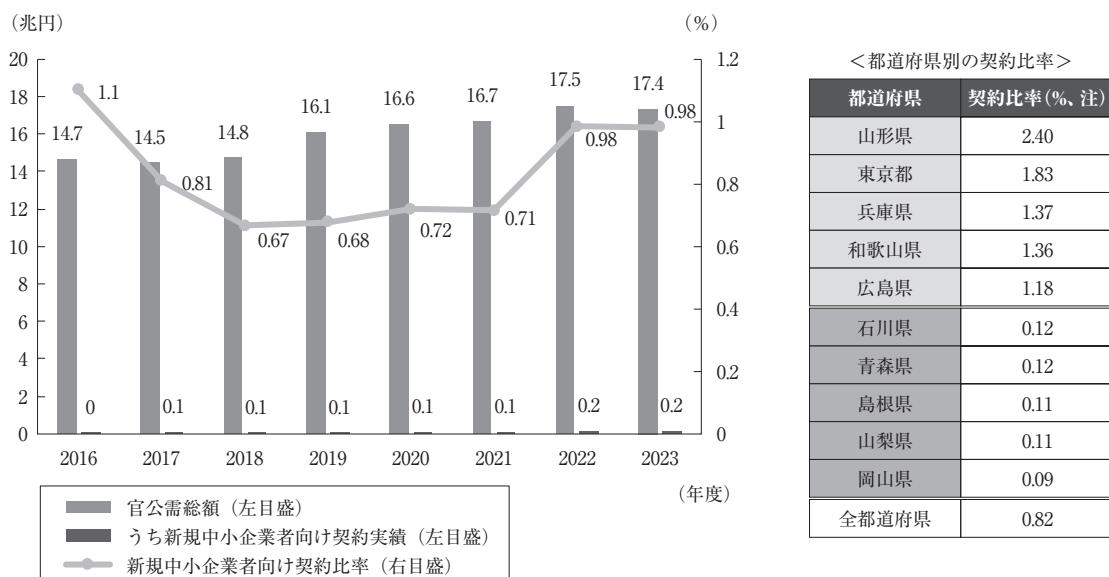
（注）TYPE 1：他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取り組み。

TYPE 2：オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取り組み。

TYPE 3：（TYPE 2の要件を満たす）デジタル社会変革による地域の暮らしの維持に繋がり、かつ総合評価が優れている取り組み。

このように、地方自治体においてもスタートアップや中小企業からの調達拡大に向けた取り組みが進められている。もっとも、「地方自治体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」(対象は都道府県、人口10万人以上の市および東京都特別区)で、官公需総額に占める新規中小企業者の比率をみると、2023年度でも0.98%にとどまり、目標として設定されている3%には程遠いのが現状である(図表14)。一部の地方自治体においては、対象となる契約案件についての把握が完全でない部分があり、公表されている数値を単純に比較できないものの、集計対象の都道府県・大規模市においても、スタートアップからの公共調達拡大に意欲的に取り組むところはごく一部にとどまるものと推察される。

(図表14) 地方自治体の新規中小企業者の契約比率の推移



(資料) 中小企業庁「地方公共団体による中小企業者の受注機会の増大のための措置状況等調査結果」各年度版をもとに日本総合研究所作成  
(注) 都道府県別の契約比率は2019~2023年度の5年間の平均値で上位5団体と下位5団体を示した。

なお、実績はそれぞれの都道府県、人口10万人以上の市および東京都特別区の合算。一部の地方自治体においては、対象となる契約案件についての把握が完全でない部分があることに注意を要する。

(注2) OECD [2017]、OECD [2024]。

(注3) なお、欧州委員会はイノベーション調達について、「イノベーションのプロセス(研究開発サービス)の購入による(部分的な)成果の獲得」ならびに「イノベーションの成果の購入」と定義している。

(注4) European Commission ホームページ “Public Procurement of Innovation” ([https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/public-procurement/strategic-procurement/public-procurement-innovation\\_en](https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/public-procurement/strategic-procurement/public-procurement-innovation_en)、2025年4月14日閲覧)。

(注5) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、明確にスタートアップ支援が打ち出されたのは令和4年度版からであり、スタートアップ育成5か年計画を受けてのことと考えられる。

(注6) J-Startupは、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム。J-Startup選定企業等とは、J-Startup、J-Startup Impact、J-Startup Local選定企業等を含む「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について(平成12年10月10日政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)」の3(3)から(7)までに掲げるもの(SBIRの特定新技術補助金等の交付先、官民ファンドが出資したファンドの出資先等)および日本スタートアップ大賞、日本ベンチャー大賞その他各県におけるスタートアップ表彰の受賞企業を指す。

(注7) 政府の一般競争入札に参加する場合、資本金や事業経験などのポイントで評価された資格(等級)が案件ごとに定められており、それを満たしていないと入札ができないという課題がある(経済産業省「行政との連携実績のあるスタートアップ100選」による)。

(注8) J-Startup企業に対する入札機会の拡大措置の拡充など、スタートアップや中小企業の受注機会の拡大以外にも、政策目的の実現に資するように公共調達を活用する取り組み(付帯的政策)が行われている。例えば、「えるほし認定」(女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する取り組みの実施状況が優良な企業を認定する制度)や「くるみん認定」(次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事

- と子育ての両立に関する優良な取り組みを行っている企業を認定する制度）など、総合評価落札方式や企画競争による公共調達において、認定企業を加点評価する制度がある。
- （注9）中小企業庁「令和5年度中小企業・小規模事業者向け契約実績」。
- （注10）また、地方自治法施行令では、入札に参加する者の資格要件について、事業所所在地を要件（いわゆる地域要件）として定めるこを認めるとともに、総合評価落札方式による入札では、一定の地域貢献の実績等を評価項目に設定し、評価の対象とすることが許容されており、これらをもって地元企業の受注機会の確保を図ることが可能（総務省「入札・契約制度について」）。
- （注11）内閣府資料（<https://www8.cao.go.jp/cstp/project/bunyabetu2006/cluster/3kai/siry03-3-7.pdf>、2025年4月30日閲覧）による。2007年2月には、トライアル発注事業に取り組む都道府県により「トライアル発注全国ネットワーク」が発足し、都道府県の枠を超えた連携による情報提供や商談会開催などの支援、ノウハウの共有などを行ってきた（2023年5月31日に当該ネットワークは廃止）。
- （注12）また、デジタル交付金の地方創生推進タイプ（地域未来投資促進法との連携）の特例として、スタートアップとの連携事業を基本計画に記載し交付金を申請すると、申請事業数の上限目安（都道府県：原則最大9事業、中枢中核都市：原則最大7事業、市区町村：原則最大5事業）を超えて申請ができるなどの措置が講じられた。
- （注13）市町村または都道府県において、以下のいずれかの事業が実施されていること。A) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）のスタートアップ加点によって採択された事業であること、B) 経済産業省が実施する地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業の採択事業であること（「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」2023年12月26日）。

### 3. 海外におけるイノベーション志向の公共調達の動向

公共部門が抱える課題が多様化・複雑化するなか、イノベーション調達を通じて革新的なソリューションの創出、ならびにそれを担うスタートアップ・中小企業等の成長を促進することは、わが国ばかりでなく世界各国にとっても重要課題とされている。そこで、わが国の参考になると考えられるイギリス、ドイツ（EU）、韓国におけるイノベーション調達への取り組み動向について、A. イノベーションに資する公共調達への改革、B. イノベーション調達推進のための組織等の整備、に分けて、以下の通り整理した。

#### （1）イギリス

##### A. イノベーションに資する公共調達への改革

イギリスでは、「国民の『税金』の使い道に対する厳しい指標、公共調達に関して、『バリュー・フォー・マネー（Value for Money：金額に見合う価値）』の概念が浸透」しており、「公正な競争を歪める供給側と発注側の癒着ではなくお互いに信頼しあうための情報共有の場として、調達のプロセスを重視する」ことがつとに知られている（注14）。そして、公共調達を利用してイノベーションを誘発することの重要性が意識されている。

2020年に、「公共調達の改革」と題するグリーンペーパー（政策提案書）が公表され、EU離脱後の公共調達に関する法規制の在り方について提案が示された。イギリスでは、従前よりアメリカのSBIR制度に倣ったInnovate UKのSBRI（Small Business Research Initiative）制度など、イノベーション調達の取り組みが進められていた。もっとも、政府全体の年間約3,000億ポンド（約58兆円）以上に上る公共調達のルールとSBRIは別の枠組みとされており、公共サービス全体あるいは国全体としてみると、スタートアップなどからの調達に対して必ずしもオープンな姿勢ではなく、リスクを許容し実験的な取り組みを支援しようとする意欲が低いことなどが問題として指摘してきた（注15）。加えて、公共調達にかかる法規制や調達手続きが複数存在しており重複・複雑であるなど、中小企業やスタートアップにとって参入障壁となっていた。

そこで、公共調達制度を改革して効率性や透明性、オープン性を高め、納税者からの税金の適切な使

用と精査の徹底、公共の利益の最大化、サプライヤーの多様化、イノベーションの促進などを図ることを目的として、2020年のグリーンペーパーが策定された。その内容は、公共調達のプロセスの迅速化・簡素化、費用対効果の重視、社会的価値の創出、中小企業や非営利組織（チャリティ）、社会的企業などが公共サービスの提供を革新する機会の拡大などを目指し、調達当局が遵守すべき原則を明記した法律の制定を要請するものとなっている。複数回のコンサルテーションを経て、2023年に調達法（Procurement Act 2023、2025年2月施行）が制定され、あわせて細則である2024年調達規則（Procurement Regulation 2024）が定められた。2023年調達法により、既存の四つの制度（注16）が一つの法律にまとめられるとともに、より迅速かつ簡素化された手続きとされ、革新的なソリューションの調達にも柔軟に対応できる制度に改められた（図表15）。

（図表15）イギリスの2023年調達法（Procurement Act 2023）の概要

制定年	2023年成立、2025年2月施行
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>EUから離脱するにあたり、国際的な義務を遵守しながら、自国のニーズをより良く満たす、簡潔かつ柔軟な公共調達制度に改革することを目的としたもの</li> <li>公共機関全体のイノベーションの促進、ならびにイギリスの経済成長に繋げる狙い           <ul style="list-style-type: none"> <li>→SBRI制度などはあるものの、一般的な公共調達とは別の枠組みで、公共調達全体、国全体としてはリスク回避的でイノベーション調達する意欲が低い</li> </ul> </li> <li>公共調達に関する法規制・調達手続きが複数あり、複雑かつ中小企業や新興企業にとって参入障壁</li> <li>→2020年にグリーンペーパー「公共調達の改革」を公表、法規制の在り方を議論</li> </ul>
主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>統一された制度の導入</b>：四つの公共調達関連法を統一、入札手続きを簡素化</li> <li><b>経済性重視からの転換</b>：コストばかりでなく環境的・社会的価値を重視、「最も経済的に有利な入札・MEAT（Most Economically Advantageous Tender）」ではなく、「最も有利な入札・MAT（Most Advantageous Tender）」を提示したサプライヤーを評価・契約できる仕組みを提供</li> <li><b>情報アクセスの一元化</b>：デジタルプラットフォーム「Find Tender」に、調達当局やサプライヤー、入札に関する情報、各種データなどを一元的に登録、使用を義務付け</li> <li><b>市場の事前調査（協議）の導入</b>：調達当局が正式に調達プロセスを開始する前に潜在的なサプライヤーと協議するプロセスであるプレマーケットエンゲージメント（市場事前調査）を改善</li> <li><b>新興企業等への配慮</b>：調達当局は大規模プロジェクトを小さなロットに分割可能か検討が義務付けられ、中小企業やスタートアップの入札機会を拡大</li> <li><b>多段階プロセスの導入</b>：研究開発から事業化までを单一の調達サイクル内で行うことが可能な多段階プロセスを導入</li> <li><b>説明責任・監視の強化</b>：公共調達を監視・監督する機関の調達審査ユニット（PRU、Procurement Review Unit）を設置（既存の公共調達審査サービスPPRSの機能・権限の拡大）、PRUは、公共調達審査サービス（PPRS）、調達コンプライアンスサービス（PCS）、資格停止審査サービス（DRS）からなる（なお、安全保障に関しては国家安全保障調達ユニット（NSUP）が担当）</li> <li><b>知識共有のためのツール</b>：調達当局、サプライヤーならびに中小企業や社会的企業向けにトレーニングプログラムを提供など</li> </ul>

（資料）イギリス政府「公共調達改革」ホームページ（<https://www.gov.uk/government/collections/transforming-public-procurement>、2025年8月20日閲覧）をもとに日本総合研究所作成

2023年調達法は、公共調達に関する戦略的政策の優先事項を定めたもので、従来の制度からの主な変更点は、①コストばかりでなく環境的・社会的価値を重視し、「最も経済的に有利な入札・MEAT（Most Economically Advantageous Tender）」ではなく、「最も有利な入札・MAT（Most Advantageous Tender）」を提示したサプライヤーを評価・契約できる仕組み（注17）を提供、②デジタルプラットフォーム「Find Tender」を開設し、調達当局やサプライヤー、入札に関する情報、各種データなどの一元的な登録、使用を義務付け、③調達当局が正式に調達プロセスを開始する前に潜在的なサプライヤーと協議するプロセスである「プレマーケットエンゲージメント（市場事前調査）」を改善、④調達当局に対し、大規模プロジェクトを小さなロットに分割可能か検討を義務付け、中小企業やスタートアップの入札機会を拡大、⑤研究開発から事業化までを单一の調達サイクル内で行うことが可能な多段階プロセスを導入、⑥公共調達を監視・監督する機関を設置（既存の公共調達審査サービスPPRSの機能・権限の拡大）、などである。

2025年6月に、イギリス政府は「新たな産業戦略 (The UK's Modern Industrial Strategy)」を発表し、そのなかで公共調達制度の改革に引き続き取り組む方針を示している。具体的には、政府の調達力を活用して、国内のサプライチェーンの強化、地域の良質な雇用の創出とスキルの向上、新規参入企業や中小企業 (SME) の参入障壁の引き下げなどに取り組み、競争力の強化、レジリエント（柔軟性・回復力がある）な経済の実現に向け、公共調達の仕組みを抜本的に見直すとしている。

## B. イノベーション調達推進のための組織等の整備

イギリスにおける公共調達政策を主導する機関は、内閣府が所管する王立調達サービス庁 (Crown Commercial Service、CCS) である（図表16）。CCSが、公共機関の物品やサービスの調達の一元管理、サプライヤーや契約・支出の管理などを行うことで、経費の合理化やValue for Moneyの達成を目指すものである。加えて、公共調達のうちデジタル分野に関しては、Digital Commercial Centre of Excellence (DCCoE) が新たな公共調達専門のユニットとして設置されている。同センターは、CCS、内閣府のGovernment Commercial Function (GCF、政府調達部門)、ならびに、科学・イノベーション・技術省、政府デジタルサービス (GDS) と連携し、地方自治体も含む公共機関におけるデジタル分野の調達に際し、共同で契約交渉を行うことでコストを節減するとともに、技術系スタートアップやスケールアップ企業が政府から契約を獲得して成長する機会を拡大できるように支援する権限を持つ（注18）。また、内閣府傘下に調達審査ユニット (Procurement Review Unit:PRU) が設置され、調達当局の調達プロセスの監視・監督、法の遵守状況の調査、サプライヤーからのクレームに対する調査・対応など、公共調達の透明性、公正性、競争性確保ならびに2023年調達法遵守のための監視・監督機能を担っている。

（図表16）イギリスにおける公共調達関連組織

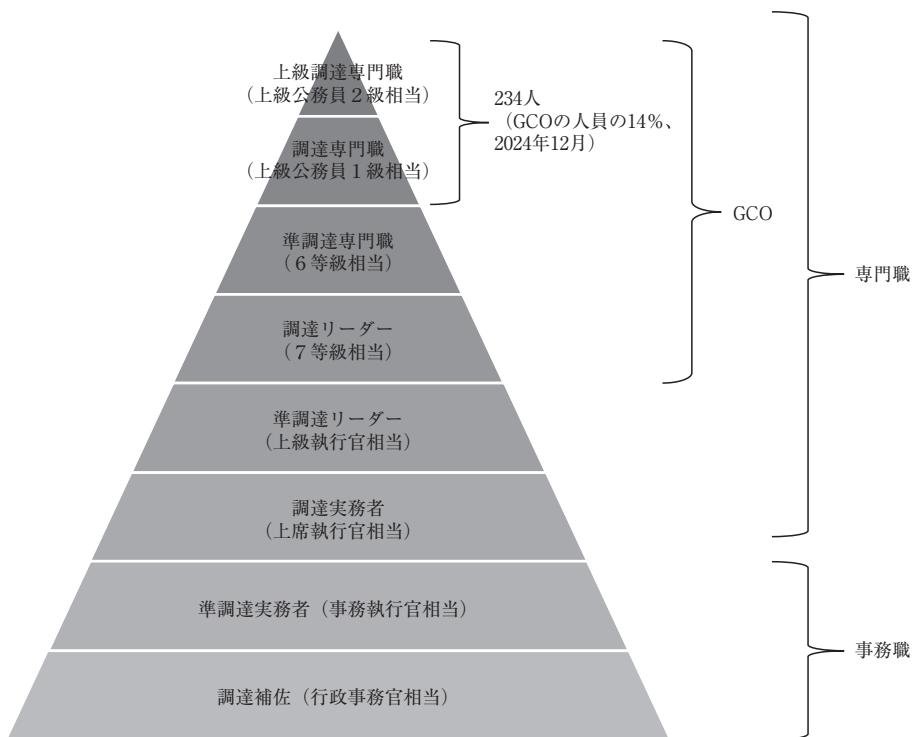
CCS	・CCS (Crown Commercial Service、王立調達サービス庁) は、内閣府傘下で、公共機関の物品やサービスの調達、契約・支出の一元管理、サプライヤーの評価や法令順守、枠組み策定などを行う。
DCCoE	・DCCoE (Digital Commercial Centre of Excellence) は、2025年に、デジタル分野の先端テクノロジーに関する新たな公共調達専門のユニットとして、科学・イノベーション・技術省 (DSIT) に設置。 ・内閣府のGCFやCCSと協力し、政府横断的なデジタル調達計画を策定、技術系スタートアップやスケールアップ企業、中小企業が政府との契約に参入できるように調達改革を推進。
GCF	・GCF (Government Commercial Function、政府調達部門) は、内閣府内の組織で、公共調達に従事する政府の調達専門家や公務員を支援する政府間ネットワーク、政府調達最高責任者 (Government Chief Commercial Officer) が統括。 ・Complex Transactions (複雑な取引、交渉、紛争などを支援)、Market and Suppliers (サプライヤーや市場、業種に関する情報の提供)、Commercial Continuous Improvements (優れた調達実践に関するガイダンスやサポート、基準などを提供)、Commercial Capability (政府全体の職員の調達能力を開発するプログラム) からなる。 ・政府調達組織 (GCO) : GCF内の上級調達専門職 (職能レベル7等級以上) を直接雇用する機関。現在1,649名の専門家が在籍 (2024年3月) し、政府機関内の調達契約に従事。 ・Commercial Assessment and Development Centre : GCO内で、調達専門職の能力評価の基準の開発・評価を担う (調達専門職を公務員の等級に沿い8レベルで評価)。
IPEC	・IPEC (Innovation Procurement Empowerment Centre) は、2022年にイノベーション創出支援機関のカタパルトセンター (CPC: Connected Places Catapult) 、バーミンガム大学、マンチェスター大学の連携により設立、Innovate UKの支援を受け、公共機関におけるイノベーション調達を支援。 ・公共機関が公共調達を通じて革新的なソリューションを導入可能とするために、業界の専門家やステークホルダーと連携して、ベストプラクティスへのアクセス、トレーニングプログラム、専門家によるコンサルティング、調達戦略の改善を目的としたネットワーキングなどを提供。

（資料）イギリス政府、各機関のホームページをもとに日本総合研究所作成

同じく内閣府傘下のGCFは、政府内で調達業務に従事する専門家の政府横断的なネットワーク組織で、各省庁における複雑な取引やサプライヤーとの交渉などの各種支援、専門性の高い人材育成のための教

育ツールを開発・提供、人事評価基準の策定などを行っている。評価開発センター（ADC、Commercial Assessment and Development Centre）を通じて、調達に従事する専門職の調達能力と技術的専門知識から評価を実施しており、7等級（上級公務員と同レベル）以上の認定を受けた上級専門職職員は、GCF内の「GCO:Government Commercial Organization」に直接雇用され、調達戦略の策定・実行の支援、専門的なスキルと知識の提供などを行っている（図表17）。

（図表17）イギリス政府における公共調達専門職のレベル



（資料）Government Commercial Function “Guidance: Commercial Assessment and Development Centre Brochure” 9 April, 2025をもとに、日本総合研究所作成

（注）カッコ内が国家公務員の職務等級を示す。

こうした政府内の専門組織に加えて、2022年にConnected Places Catapult（イノベーション創出機関の一つ）やマンチェスター大学、バーミンガム大学など官民の連携によりIPEC（Innovation Procurement Empowerment Centre）が設立され、公共機関における調達の改革を支援している。IPECは、Innovate UK（イノベーションの公的助成機関）の助成を受け、トレーニングプログラム、専門家によるコンサルティング、調達戦略の改善を目的としたネットワーキングの機会などを提供している。

なお、イギリス政府は国家監査局（NAO）からの公共調達に関する勧告を受け、2025年夏に新たな調達戦略を策定する予定である。NAOからは、調達プロセスの透明性や効率性の向上、公的資金の効果的な使用、リスク管理の強化、サプライチェーンのレジリエンス確保などが要請されており、イノベーションの促進や中小企業・スタートアップの参入拡大、新技術の導入などが新戦略に含まれることが期待されている。

## (2) ドイツ

### A. イノベーションに資する公共調達への改革

EUでは、一定の基準額以上の公共調達について公共調達指令が適用される（第1条第1項）。2014年のEU公共調達指令の改正を受け、加盟各国ではイノベーション調達（Innovation procurement）、グリーン公共調達（Green public procurement）や社会的責任調達（Socially responsible public procurement）、など、社会的・環境的配慮を公共調達に組み込む戦略的公共調達（Strategic public procurement）が進められてきた（図表18）。欧州委員会は、イノベーション調達の促進のために加盟各国における国家戦略策定を後押ししており、調達当局が商業化前調達（PCP:Pre-Commercial Procurement）や革新的なソリューションの公共調達（PPI:Public Procurement of Innovative Solutions）を利用するための政策的枠組みの強化や、イノベーション調達に関する専門家による助言サービスを実施している（注19）。

（図表18）EUの公共調達指令とドイツにおけるイノベーション調達の取り組み

EU	公共調達に係る法制度	EU 公共調達指令 ※水道、エネルギー、交通、郵便サービスに関してはユーティリティ指令、コンセッション契約に関しても別の指令で規定
		目的：公共調達をより透明性が高く、効率的、持続可能とすることを目的とし、以下の取り組みを実施 ・手続きの簡素化とデジタル化の推進、価格以外の要素（環境、社会、イノベーションなど）の考慮、中小企業・スタートアップへの配慮、紛争解決メカニズムの強化 ・主要な調達方式：公開入札、制限入札、交渉付き競争方式、競争的対話方式、イノベーションパートナーシップ ・基準：MEAT (Most Economically Advantageous Tender)、価格ばかりでなく、品質、技術、機能、環境面なども考慮の対象
イノベーション調達	イノベーション調達	欧州委員会は「イノベーション調達に関するガイダンス」（2021年）など策定。イノベーション調達には、革新的なソリューションの商業化前調達（PCP）ならびに革新的なソリューションの公共調達（PPI）が含まれ、EU資金拠出（助成）プログラムがある ・PCP：市場に出回っていない、まだ商業利用に適していない革新的な商品やサービスを生み出すことを目的とした試作段階、または試作段階までの研究開発サービスの調達手続き。公共調達指令の対象外 ・PPI：大規模な商業ベースではまだ利用されていない革新的な商品またはサービスについて最初の買い手として公共機関が機能するもの ※公共調達であるPPIはEU公共調達指令によって規制（交渉を伴う競争手続き：第29条、イノベーションパートナーシップ：第30条、競争的対話：第31条）
		競争制限禁止法（GWB）の第4部でEU公共調達指令を反映させた国内法の公共調達規則（VgV）があるほか、EU指令の金額以下（UVgV）、セクター別の調達規則など複数存在。州や地方自治体単位でも公共調達に関する規制がある
ドイツ	公共調達に係る法制度	・連邦経済・エネルギー省（BMWi、現 BMWE）がイノベーション調達を主導してきた ➢ 2006年に策定された「ドイツのハイテク戦略」でイノベーション調達の強化を明記、2017年に「イノベーションの公共調達ガイド」を策定 ➢ 2013年に公共機関の調達担当者のネットワーク拠点「KOINNO」設立、調達当局・サプライヤー向けコンサルティングなど、イノベーション調達を支援 ➢ 現在、公共調達法の見直しを協議中 ・EUのイノベーション調達の評価で、ドイツは総合ランク8位と中位にあり、包括的な政策枠組みの強化が必要と指摘されている
	イノベーション調達	

（資料）科学技術振興機構 研究開発戦略センター（JST CRDS）「海外トピック情報 科学技術イノベーション促進型公共調達制度の国際比較調査」2023年6月1日、PwC・EC “COUNTRY PROFILE - Benchmarking of national policy frameworks for innovation procurement” European Commission 2024、Living in EUホームページ（<https://living-in.eu/eu-support-services/procurement-support-materials/innovation-procurement>）などを参考に日本総合研究所作成

そうした状況下、ドイツはEU加盟国の中で最初に、公共調達の枠組みについてイノベーションや研究開発志向に見直した国の一とされる。2006年に策定されたイノベーション政策の「ドイツのハイテク戦略（The High-Tech Strategy for Germany）」で、公共調達を活用したイノベーションの促進が盛り込まれた（前掲図表18）。2007年には、連邦経済・エネルギー省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie:BMWi、当時（注20））や連邦教育研究省（Bundesministerium für Bildung und Forschung: BMBF）など六つの連邦省庁の合意により共同イニシアチブ「Intensified Innovation-oriented public procurement（イノベーション志向の公共調達の強化）」を開始した。さらに、2014年成立のEU公共調

達指令に先んじる形で、2009年に公共調達に関する一般原則を規定するドイツ競争制限禁止法（注21）（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen、GWB）を改正し、公共機関は調達の際の製品・サービスの仕様について、環境的、社会的な側面に加えてイノベーションの要素を選定基準として指定することが可能になった。

2014年には、第3弾となる「新ハイテク戦略」が発表され、イノベーションを重視した公共調達の強化ならびにインセンティブの創出が打ち出された。2016年には、EUの公共調達指令の内容を国内法に反映するためにGWBなど関連する法規制が改正された。その後のイノベーション政策「ハイテク戦略2025」（2018年発表）、「研究とイノベーションのための未来戦略」（2023年発表）は、よりミッション志向を強めている。未来戦略では、循環型競争産業・モビリティ、気候保護・食糧安全保障・生物多様性、健康増進、デジタル・技術主権、宇宙と海洋、社会のレジリエンス・多様性が重点分野として設定されており、これらの分野においても公共調達を梃子としたイノベーションの促進が期待されている。

このように、ドイツでは連邦経済・エネルギー省（BMWE、前BMWi、BMWK）が中心となり、イノベーション調達が推進されてきた。加えて、ドイツは連邦制を採用していることから州の権限が強く、ノルトライン・ヴェストファーレン州やベルリン州など、イノベーション調達にも積極的に取り組む地方自治体がある。

もっとも、ドイツの公共機関全体でみると、イノベーション志向の公共調達が十分に活用されていないと評価されている。OECDの調査では（注22）、公共機関の多くが公共調達についてリスク回避志向で企業の実績を重視する傾向にあり、職員の変化に対する抵抗や外部に対する閉鎖性、断片的かつ非協調的なアプローチであることも相俟って、スタートアップや中小企業にとって参入障壁になっていることが指摘されている（注23）。欧州委員会が定期的に実施しているEU加盟国等のイノベーション調達に関するベンチマーク調査（注24）で、ドイツの公共機関によるイノベーション調達は公共調達全体の9.4%と、EU平均（9.2%）をわずかに上回る程度である。同調査によれば、EUにおけるドイツの総合評価は42.97%・全体の8位で、ヨーロッパ30カ国の平均（33.05%）を超えているものの、指標の一つであるイノベーションに配慮した公共調達市場に関しては、ドイツのスコアは38%とヨーロッパ平均46%を下回っている。

その背景として、ドイツの公共調達法はイノベーションおよびイノベーション調達について明示的な定義を欠いていることが指摘されている（PwC・EC [2024]）。そして、連邦政府・州政府・地方自治体、あるいはセクター別に法規制が分断され、イノベーション調達の包括的な法的枠組みがなく、行動計画や具体的な支出目標、標準的なプロセスなども策定されていないこと、調達担当者の能力向上のためのトレーニングなどが不足していることが課題とされている。

このためOECDの調査では、立法措置を講じたうえで、国から州、基礎自治体のレベルまで協調的なイノベーション調達プログラムを創設し、各機関にコミットさせることや、イノベーション戦略と連動する形で戦略分野における商業化前調達に一定割合を割り当てる必要性などが提言されている。加えて、公共機関の調達担当者に対する能力開発とトレーニングを通じて、イノベーション調達を実施可能な能力を高め、調達におけるリスク許容度を高めることの重要性が強調されている（注25）。

ハイテク戦略2025の実施について政府に助言する組織であるハイテクフォーラムにおいても、イノベー

---

ション調達に関する公共調達の統計を分析・公表するとともに、これに基づきイノベーション志向の公共調達戦略を策定する必要性、ならびに公共機関が持続可能性とイノベーション戦略に基づく調達を目標として設定し、報告を義務付けることなどが提言されている（注26）。

こうした勧告なども受けて、ドイツ連邦政府はさらなる公共調達改革に取り組んでいる。2025年8月には、公共調達法を改革する草案（調達加速化法）が可決された。公共調達をより簡素化、柔軟化、迅速化し、デジタル化を進めることにより、プロセスを加速させ、コストと時間を節約することを目的としている。加えて、BMWEはイノベーションを強化し、公共調達における新興企業の参入機会を拡大するため、革新的な新興企業からの調達額の上限を10万ユーロに引き上げる追加の条例を導入する予定である。これらの措置により、国や地方自治体が公共調達において新興企業や社会・福祉企業などを対象として積極的にアプローチするなど、強力なインセンティブとなることが期待されている（注27）。

## B. イノベーション調達推進のための組織等の整備

ドイツでは、2013年に、BMWi（現BMWE）によりイノベーション調達を推進する組織としてKOINNO（Kompetenzzentrum innovative Beschaffung、イノベーション調達のためのコンピテンスセンター）が設立された。KOINNOは、連邦政府・州政府・地方自治体をはじめとする全国の公共機関の調達担当者のネットワーク拠点であり、公共調達に関する知識と経験のワンストップショップとして、公共調達に従事する人々や組織に無償で各種支援を提供している。その内容は、コンサルティングサービス、人材育成プログラムのほか、各種情報提供、有用なツールの開発・提供、各種ワークショップ・イベントの開催・参加、大学と連携してイノベーション調達に関するデータの収集・分析など、多岐にわたる（図表19）。加えて、2021年からはサプライヤーであるスタートアップや中小企業向けにもコンサルティングサービスやeラーニング、認定資格などのサービスを提供している。

KOINNOは、2022年12月に「KOINNOvationsplatz（KOINNOイノベーション広場）」を開設している。BMWEが推進するイノベーション政策「アイデアから市場での成功まで」の実現に向けて、公共機関と中小企業・スタートアップ双方の情報交換や理解促進を図るオンラインプラットフォームで、公共機関は自らの課題やニーズを提示・可視化でき、中小企業・スタートアップは自らの有する革新的なソリューションを提示できる「場」となっている。KOINNOvationsplatzには、「イノベーション・マーケットプレイス」と「チャレンジ」があり、イノベーション・マーケットプレイスは、中小企業やスタートアップが自社の革新的な製品やサービス、および公共部門における潜在的な応用分野を積極的に紹介でき、認知度を高めるデジタルショーケースの役割を果たす。「チャレンジ」は、公共機関が具体的な課題やニーズを提示し、革新的なソリューションを有する事業者を公募し、市場調査を実施する機会を提供するものである。

KOINNOは、EUのイノベーション調達に係る資金を獲得するためのコンタクトポイントとしても機能している。KOINNOは、BMWEの委託を受けたドイツ資材管理・購買・物流協会（BME）が運営し、年間予算は150万ユーロ（約2.5億円）である（注28）。

州レベルでも同様に、ノルトライン・ヴェストファーレン州のZENIT、ベルリン州のITDZ Berlinなどが、州政府のイノベーション調達を支援する組織として設置されている。KOINNOとこれら州政府の組織は、互いに連携している。

(図表19) ドイツのKOINNOの概要と役割

正式名称	ドイツ名：Kompetenzzentrum innovative Beschaffung 英語名：The Competence Center for Innovative Procurement 日本語訳：革新的な調達のためのコンピテンスセンター
設立年	2013年
所管	設立当初：ドイツ連邦経済エネルギー省（BMWi、現 BMWE） 運営：BME（連邦資材管理・購買・物流協会）
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開入札の実施において、新しいプロセスまたは大幅に改善されたプロセスの実装を実現すること（プロセスのイノベーション）</li> <li>・新たに開発、あるいはこれまで存在しなかった、またはまだ市場性のない製品・サービスの調達を可能にすること（プロダクトイノベーション）</li> <li>➢ 以前に同じ目的で調達した製品と比較して、品質または効率が大幅に向上した製品およびサービスの調達</li> <li>➢ 既に市場にある製品・サービスと、これまで使用・意図されていなかった応用分野との新たな組み合わせにより、これまで同じ目的で調達していた製品・サービスよりも効率的にニーズに応えることができる製品を調達すること</li> </ul>
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な支援内容（無償） <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コンサルティング：公共機関向け、サプライヤー向け</li> <li>✓ 情報提供：イノベーティブな調達に関する包括的な情報を提供（ガイドライン、ホワイトペーパー、インフォグラフィック、実例・ベストプラクティスなど）</li> <li>✓ 公共調達用ツールの開発・提供：締切管理、評価方法ガイド、ツールボックス、ライフサイクルコストの計算ツールなど</li> <li>✓ イベント：公共調達、持続可能性、eモビリティなどの見本市やセミナーなど開催</li> <li>✓ eラーニング：100以上のプログラムを提供、参加者に修了証明書を授与</li> <li>✓ KOINNO 認証：公共機関（連邦政府、州政府、地方自治体、公的機関、大学、病院など）が革新的な調達・調達機関、調達プロジェクトであることを認定</li> <li>✓ スタートアップ・中小企業向け支援：イベント、情報提供、eラーニング、認定資格、「KOINNOvationsplatz」運営など <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ KOINNOvationsplatzは、調達当局と中小企業・スタートアップの間の仲介プラットフォームとして、需要者と供給者双方のニーズとソリューション、市場性など相互理解を促進。情報連携の場づくりや相談会設置、アイデア実現や申請書類作成支援等を実施。以下の二つのエリアを有する <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イノベーション・マーケットプレイスは、中小企業やスタートアップが自社の革新的な製品やサービス、応用分野を紹介できるデジタルショーウィンドウ</li> <li>➢ チャレンジは、公共機関が具体的なニーズを提示し、市場調査や事業者からの解決策を募集。専門家の審査を経て、最も優れたソリューションは、プラットフォームに掲載され、他の需要者もこれを参照し、事業者に kontaktできる</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>✓ 表彰制度：国内の調達当局による持続可能な調達・イノベーション調達に対し、「イノベーションが優位性を生み出す賞（Innovation schafft Vorsprung）」を授与</li> </ul> </li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体にもイノベーション調達を支援する機関が存在（NRW州のZENIT、ベルリン州のITDZ Berlinなど）</li> </ul>

(資料) BMWE・KOINNOホームページを参考に日本総合研究所作成

なお、2012年にBMI（内務省の連邦調達局）により設立されたKNB（Kompetenzstelle für nachhaltige Beschaffung、持続可能な調達のためのコンピテンスセンター）が、持続可能な調達を定着させるために、連邦政府・州政府・地方自治体など公共機関の中心的な窓口として、情報提供や教育などを実施している。

### (3) 韓国

#### A. イノベーションに資する公共調達への改革

韓国において、イノベーション調達は、①国民のニーズに合致したサービスを提供、②政府を含む公共部門の購買力を活用して、民間部門の技術革新と革新的成長を支援、することを目的としており、政府が先行して革新的な製品やプロトタイプを購入することとされている（注29）。

韓国政府は、長年にわたり中小企業を支援する施策を講じてきた。そのうち、公共調達への参入拡大を促進するものとしては、中小企業から技術開発製品を優先的に購入する制度と、中小企業に対し政府機関が研究開発費の一定割合を割り当てる制度（中小企業技術開発支援制度、韓国版SBIR（KOSBIR）制度）が挙げられる。

前者に関しては、中小企業振興および製品購入促進に関する法律（2006年に中小企業製品購入促進および販路支援に関する法律<販路支援法>に改正）のもと、1996年にイノベーション志向の中小企業向

けに技術開発製品優先購入制度(중소기업 기술개발제품 우선구매제도)が導入された(図表20)。この制度のもと、中小企業庁は国や地方自治体も含むすべての公共機関に対し、政府が認定する中小企業の技術開発製品について優先的に調達するよう勧告するとともに、毎年度の購入計画と購入結果の提出を義務付けた。しかしながら、中小企業からの調達自体は義務付けられたものではなかった(注30)。そこで、2005年には制度が大幅に改正され、①中小企業の技術開発製品のための性能保険制度の導入、②認証制度の改定(複数の制度を新製品認証<New Excellent Products、NEP>と新技術認証<New Excellent Technology、NET>に統廃合)、③中小企業技術製品調達促進委員会の設立、などの措置が講じられた。保険制度と認証制度により、調達責任者は認証を受けた製品の調達によって生じる損失から免責され、負担が軽減されることになった(注31)。加えて、中小企業からの全調達額の一定割合を認証製品に割り当てる調達比率目標制度(2006年5%、2010年10%、2025年15%)が採用された。

(図表20) 韓国におけるイノベーション調達の経緯

所管	公共調達庁(PPS: Public Procurement Service)
公共調達改革の経緯	1982年: 中小企業製品購買促進法制定 1996年: イノベーション志向の中小企業向けに技術開発製品優先購入制度(公共機関の調達義務なし) 2005年: 中小企業の技術製品のための性能保険制度(調達担当者の免責)、複数ある認証制度の統廃合、中小企業技術製品調達促進委員会の設立、調達目標比率制度の導入などの措置を実施 2015年: 公共調達庁は「調達規制改革の方針」を策定、中小企業やスタートアップの公共調達への参入機会の拡大を目指し、調達比率目標を設定 2019年: イノベーション志向型公共調達として、革新的製品指定制度実施、目標に対する達成状況の評価・公表、調達責任者の免責を法律に明記 2025年: 新大統領就任に伴い公共調達改革を指示、PPS内に調達改革タスクフォースが組成され、①調達当局の自律性の拡大、②コスト削減のための価格・品質管理の強化、③調達市場における競争と公正性の強化、④イノベーション調達によるAI等の新産業の育成、⑤公共調達規制の合理化、に取り組む方針
デジタル化の取り組み	KONEPS(全国電子調達システム、나라장터서비스):入札、契約の締結、支払いを含む公共調達管理のための包括的なオンラインプラットフォーム VENTURE NARA: KONEPSの登録要件充足が難しい中小企業・スタートアップ向け イノベーションマーケット:革新的製品専用モール

(資料) 韓国公共調達庁ホームページなどをもとに日本総合研究所作成

2019年以降は文在寅政権のもと、従来のような中小企業支援策の範疇にとどめるのではなく、環境的・社会的価値の実現やイノベーションの促進、ならびにその担い手を育成する主要な政策ツールとして、イノベーション志向型の公共調達の推進・定着を図る方針への転換が進められた。その一環として、調達事業に関する法律(調達業法)の抜本的な改正など公共調達改革が推進(注32)され、革新的製品指定制度(Impactful Products Scheme)が導入された(図表21)。公共部門(中央省庁、地方自治体、公共機関、地方公営企業など)が革新的製品の最初の買い手となり、イノベーションや初期市場の創造などを促進し、公共サービスの質を向上させ、社会課題の解決に貢献することを目的とするものである。革新的製品は、①タイプ1:中央行政機関が実施した研究開発成果で革新性・公共性が認められた製品や、NET(技術評価革新製品)、NEP(優秀研究開発革新製品)で、企画財政部の調達政策審議委員会により指定された製品、②タイプ2:商品化直前の商品・サービス(プロトタイプ)のうち、公共調達庁が評価したうえで推薦するもの、がある。数段階の審査を経て革新的製品に指定されると、指定後3年間は随意契約の対象となり(国家契約法施行令第26条)、調達責任者は故意や重大な過失が立証されない限り、その製品購入により生じた損失に対して免責される(調達事業に関する法律第27条第4項)。

(図表21) 韓国の革新的製品指定制度

目的	イノベーションを促進し、社会課題の解決に資する製品を、公共機関が調達することで、公共サービスの質の向上や革新的技術の開発を誘発し、新たな市場の創出・拡大を目指す
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性や革新性などの審査を経て指定。各公共機関は、「イノベーション・マーケットプレイス」から指定製品を随意契約することが可能</li> <li>・タイプ1：中央政府が実施した研究開発成果のうち公共性・革新性が認められた製品、NET（技術評価革新製品）、NEP（優秀研究開発革新製品）などの指定がされた製品</li> <li>・タイプ2：商業化前の製品・サービス（プロトタイプ）のうち、公共調達庁により公共性・革新性を評価され、長官から推奨されたもの</li> </ul> <p>サプライヤー提案型（公共調達庁により分野指定）と需要機関提案型（公共機関などにより領域や課題提示）がある</p>
契約期間	最初の指定：3年間、期限が到来すると最初の延長（1年）と2回目の延長（2年）を申請可能で、最大6年間 指定期間中は、国または地方自治体との随意契約が可能
免責事項	革新的製品の購入責任者は、故意または重大な過失が証明されない限り、購入によって生じた損失について責任を負わない（調達業法第27条第4項）
評価制度	中央行政機関、地方自治体、公共機関、地方公営企業は、イノベーション調達の目標額（比率1～2%）が設定され、達成状況を毎年評価
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル購入プロジェクトとして、公共機関が優先購入の対象となる革新的製品を試験的に購入することを支援する制度がある。試用対象の製品は審査により選定され、需要者となる公共機関は公共調達庁の予算で革新的製品を購入し、試用の結果をフィードバックする</li> <li>・手順：革新的製品指定企業基本計画の提出→機関別需要調査および試験利用申請の通知→テスト→契約後に公共機関・企業とのマッチングおよび完了報告書の提出→テスト結果合格判定→合格品の優良調達品審査時特例を付与（合格時70点以上、例外：評価委員の2/3が賛成した場合、合格）</li> </ul>

(資料) 韓国政府、公共調達庁ホームページをもとに日本総合研究所作成 (<https://www.pps.go.kr/kor/content.do?key=00648>、2025年7月14日閲覧)

加えて、公共調達庁の予算で製品化前の革新的な製品を購入し、提供された需要機関が実証実験を行い、その結果を評価・フィードバックする「革新的製品トライアル購入プロジェクト」がある。当初の購入費用は需要機関が負担せず、実際の購入実績が当該機関の評価に反映され、非常に人気が高いということである（注33）。

これらの革新的製品・プロトタイプはいずれも、韓国政府の「イノベーションマーケット（イノベーション調達プラットフォーム、Inno-KONEPS）」に掲載される。2019年の革新的製品指定制度の導入以来、これまでに2,320の製品が革新的製品に指定され、1兆ウォン以上の公募を達成し、革新的な企業の成長を支援している（注34）。公共機関（中央政府、地方自治体、公営企業・準政府機関等）は、調達業法ならびに革新的製品の指定および購買促進に関する規制に基づき、革新的製品の購入実績について、目標に対する達成状況が評価されることになる。

また、アメリカのSBIRを参考にした中小企業技術革新支援事業（KOSBIR）は1998年に導入されている。2001年には、中小企業技術革新促進法が公布され、法的な枠組みが整備された。しかしながら、あくまでも公共機関に対し自主的な参加を推奨するにとどまる制度であった。そこで、2013年に中小企業技術革新法が改正され、対象となる公共機関にはKOSBIRに基づく研究開発予算の中小企業への支出割合が義務付けられることになった（注35）。現在、24の政府・公共機関が参加している。2023年の支援実績は約5兆ウォン（約5,500億円）で、実施機関の研究開発予算（26.1兆ウォン、約3兆円）の19.2%と、目標を上回る結果となった（注36）。

なお、韓国では公共調達の電子化も進んでおり、2002年に共同利用・共同調達の中央システムとして「韓国オンライン電子調達システム（Korean ONline E-Procurement System、KONEPS）」の運用が開始され、国や地方自治体にはKONEPSの使用が義務付けられている。KONEPSは、2004年に国連の電子調達のベストプラクティスモデルとして選定されている。2016年10月には、KONEPSへの登録要件を充足することが難しいスタートアップ向けに、公共調達市場にアクセスし販路を開拓するためのプラットフォーム

として「ベンチャーナラ（벤처나라、VENTURE NARA）」（注37）、2020年4月には革新的製品の専用モールとして公共機関の需要と企業の製品をマッチングさせる「イノベーションマーケット（혁신장터、Innovation Procurement Platform、Inno-KONEPS）」が開設されている。

#### B. イノベーション調達推進のための組織等の整備

韓国では、公共調達にイノベーション志向の政策を導入するために、上記のような法律・制度面の整備ばかりでなく、国内外の公共調達を多面的に支援することを目的として、専門的な組織が設置されている（図表22）。

（図表22）韓国のイノベーション調達に関する組織

公共調達庁 (PPS)	1949年設立、公共機関が必要とする物品・役務・公共施設の調達および供給を担うほか、イノベーション調達を運用 ・公共調達ガイド（2024年3月～）：公共調達市場への参入を考えるスタートアップや中小企業向けに、専門家によるワンストップのコンサルティングサービスを提供 ・イノベーティブ・プロダクト・スカウト・プログラム：民間専門家と協力して、調達市場への参入を考える企業や製品の支援、調達市場外の製品の発掘を行う
韓国調達研究院	2006年1月発足、公共調達庁傘下で公共調達政策や課題について研究、長期的な戦略とロードマップを提示
革新的製品支援センター	2025年発足、イノベーション志向の公共調達に対する政策、教育、企業支援を総合的に実施する組織、調達研究院が運営
公共調達能力開発研究所	2014年設立（当時の名称は調達教育研究所）、2010年に公共調達庁内に開設された調達人材開発センターを前身とし、公務員・民間企業向け研修を提供

（資料）韓国政府ホームページなどをもとに日本総合研究所作成

まず、公共調達全般に関する中心的な組織として、1949年に設立された公共調達庁（PPS:Public Procurement Service、조달청）が、政府・地方自治体などの公共機関が必要とする物品・役務、施設の調達・供給を一元的に管理している。その役割として、①政府機関の調達プロセスを標準化および最適化すること、②公正で透明な調達システムを確立すること、③中小企業の市場を支援し、国民経済の発展に貢献すること、が挙げられる（注38）。公共調達庁を通じた契約は、韓国の公共調達全体の約6割を占める（福田ら〔2025〕による）（注39）。

公共調達庁の傘下で中長期的な公共調達政策・戦略を研究するシンクタンクとして、韓国調達研究院がある。同研究院は2006年1月に発足し、公共調達に関する政策の立案、制度の調査研究のほか、国内外の各種調達情報を収集・分析、公共調達を通じた中小企業支援策、電子調達システムの開発や輸出支援に関する研究、調達業務に関する教育・訓練・専門人材の育成などを行っている。従業員数は約70名である。

加えて、2010年に公共調達庁内に開設された調達人材開発センターを前身とする調達教育研究所（2022年に公共調達能力開発研究所<공공조달역량개발원>に再編）が2014年に設立されている。公共調達能力開発研究所は、公共調達に関する能力向上のために公務員や民間企業向け研修を実施している。

2019年に、イノベーション志向の公共調達の促進が重要政策課題に掲げられたことで、これを支援する組織体制についても強化が図られている。例えば、公共調達庁は公共調達市場への参入を考えるスタートアップや中小企業向けに、2024年に専門家によるワンストップのコンサルティングサービス「公共調達ガイド（공공조달 길잡이）」制度をスタートさせたほか、海外調達市場への進出支援、必要な情報を掲載したガイドブックの作成・配布などを行っている。また、調達市場への参入に苦戦する企業や製品の支援、

既存の調達市場外にある製品発掘のために、民間の専門家と協力してイノベーティブ・プロダクト・スカウト・プログラムを実施しており、2024年9月にスカウト数を120人から158人に拡大している（注40）。

さらに、2024年12月にはイノベーション志向の公共調達に対する体系的・専門的な支援を実施する専門組織として、革新的製品支援センターが開設されている。主な業務は、革新的製品の発掘・推薦、需要機関と調達企業向け教育・広報およびコンサルティング、革新的な企業の海外調達市場への進出支援、革新的製品の公共調達を拡大するための政策研究・海外事例調査などである。上述の韓国調達研究院が、運営機関として指定されている。

- (注14) 科学技術振興機構 研究開発戦略センター（JST CRDS）「イノベーション指向型の公共調達にむけた政策課題の検討:欧米との比較 調査を踏まえて」2007年8月（<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2007/RR/CRDS-FY2007-RR-02.pdf>、2025年5月23日閲覧）。
- (注15) イギリス内閣府「公共調達の変革—われわれのイノベーションの野望（Transforming Public Procurement - our innovation ambition）」（2023年11月13日付、<https://www.gov.uk/government/publications/transforming-public-procurement-our-innovation-ambition/transforming-public-procurement-our-innovation-ambition-html>）、“Leveraging Public Procurement to Grow the Innovation Economy: An Independent Review of the Small Business Research Initiative by David Connell; Final Report and Recommendations” November 2017（[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a81da1de5274a2e8ab562c1/Leveraging\\_Public\\_Procurement\\_David\\_Connell\\_report.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a81da1de5274a2e8ab562c1/Leveraging_Public_Procurement_David_Connell_report.pdf)）など。
- (注16) 2015年公共契約規則（the Public Contracts Regulations 2015、PCR2015）、2016年公益事業契約規則（the Utilities Contracts Regulations 2016）、2016年コンセッション契約規則（the Concessions Contracts Regulations 2016）、2011年防衛・安全保障公共契約規則（the Defence and Security Public Contracts Regulations 2011）があった。
- (注17) Natura Gracia “The UK's new Procurement Act – the end of an era and beginning of a new journey” Linklaters, February 2025（<https://www.linklaters.com/ja-jp/knowledge/publications/alerts-newsletters-and-guides/2025/february/24/the-uks-new-procurement-act--the-end-of-an-era-and-beginning-of-a-new-journey#:~:text=The%20Procurement%20Regulations%202024%20supplement,understanding%20of%20the%20new%20regime>、2025年5月23日閲覧）。
- (注18) Sam Trendall “CDDO brought back into GDS in digital government shake-up” Public Technology.net, January 21, 2025（<https://www.publictechnology.net/2025/01/21/education-and-skills/cddo-brought-back-into-gds-in-digital-government-shake-up/>、2025年5月23日閲覧）、Lis Evenstad “Government to create digital sourcing strategy” Computer Weekly.com, March 7, 2025（<https://www.computerweekly.com/news/366620497/Government-to-create-digital-sourcing-strategy>、2025年5月23日閲覧）。
- (注19) 科学技術振興機構 研究開発戦略センター（JST CRDS）「主要国・地域の科学技術・イノベーション政策動向（2024年）」2024年3月（<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2023/FR/CRDS-FY2023-FR-01.pdf>）。なお、EUの公共調達指令は、一定の金額を超える入札に適用されるものであり、閾値以下の公共調達に関しては別途ガイドラインなどで定められている。
- (注20) 現在は、BMWE。
- (注21) ドイツにおける公共調達の規制は、EU公共調達指令、ならびに、国内法としてGWB、公共契約の授与に関する条例（VgV）、セクター別の条例（SektVO）、防衛および安全保障部門の条例（VSVgV）、各州の公共調達法など、法的枠組みが重層的に存在する（久保田善明「公共土木分野への設計競技方式の導入に向けた総合的研究」科学研究費助成事業研究成果報告書、2022年6月15日（<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-18H03482/18H03482seika.pdf>））。
- (注22) なお、先端技術を用いた製品の公共調達は4.6%で、EU平均（3.4%）を上回る（欧州委員会〔2024〕“European Innovation Scoreboard 2024 Country Profile Germany”による。 [https://ec.europa.eu/assets/rtd/eis/2024/ec\\_rtd\\_eis-country-profile-de.pdf](https://ec.europa.eu/assets/rtd/eis/2024/ec_rtd_eis-country-profile-de.pdf)、2025年5月23日閲覧）。
- (注23) OECD〔2022〕“OECD Reviews of Innovation Policy: Germany 2022”、[https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/10/oecd-reviews-of-innovation-policy-germany-2022\\_34a18c3c/50b32331-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/10/oecd-reviews-of-innovation-policy-germany-2022_34a18c3c/50b32331-en.pdf)、2025年5月23日閲覧）。
- (注24) PwC・EC〔2024〕“Germany:Country Profile – Benchmarking of national policy frameworks for innovation procurement” European Commission, 2024（<https://ec.europa.eu/assets/rtd/innovation-procurement/country-report-2024-policy-benchm-germany.pdf>、2025年5月23日閲覧）。
- (注25) OECD〔2022〕。
- (注26) High-Tech Forum “Recommendations for further developing the High-Tech Strategy 2025: Final Report of the High-Tech Forum 2019-2021” April 2021（[https://www.hightech-forum.de/wp-content/uploads/high-tech-forum\\_final\\_report\\_2021.pdf](https://www.hightech-forum.de/wp-content/uploads/high-tech-forum_final_report_2021.pdf)、2025年5月23日閲覧）。
- (注27) モニタリング報告書・公共調達の能力開発（Kompetenzaufbau öffentliche Vergab）ホームページ <https://sigu-plattform.de/massnahmen/kompetenzaufbau-oeffentliche-vergabe/>、2025年5月23日閲覧）。

- 
- (注28) PwC・EC [2024] "Germany:Country Profile – Benchmarking of national policy frameworks for innovation procurement" European Commission, 2024 (<https://ec.europa.eu/assets/rtd/innovation-procurement/country-report-2024-policy-benchm-germany.pdf>、2025年5月23日閲覧)。
- (注29) 韓国政府ホームページ (<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148897154>、2025年6月16日閲覧)。
- (注30) 同プログラムの根本的な問題として、中小企業からの公共調達について推奨ベースで法的拘束力がないことや、新優良技術証明書は技術が開発されてから2~3年後に授与されるためタイムラグが存在すること、会計検査院による検査は調達責任者が適切かつ公正な調達手続きを踏んでいるかに焦点を当てており、責任者は審査プロセスの正当性を証明する手間よりも公開競争入札を選好する、といった問題が指摘されている（韓国産業技術協会、KOITA）。
- (注31) OECD "Demand-side Innovation Policies" May 2011
- (注32) 文在寅政権の経済分野での36の主要成果 (<https://lib.kipf.re.kr/egentouch-asset/10120/contents/6250364>) による。
- (注33) 2025년 우수연구개발 혁신제품 지정제도 설명회” 현장 (公共調達庁「2025年優秀研究開革新製品指定制度説明会」)、2025年7月29日 (<https://blog.naver.com/ppspr/223951158644>、2025年8月29日閲覧)。
- (注34) 韓国政府プレスリリース (<https://www.korea.kr/briefing/policyBriefingView.do?newsId=156692819>、2025年8月29日閲覧)。
- (注35) 三菱総合研究所「イノベーションを促進する「税制」に関する調査分析:科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進に関する政策課題の調査分析 報告書 分冊（1）2015年3月 ([https://www.mext.go.jp/content/20200325\\_mxst\\_kouhou02\\_mxst\\_00001\\_09.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200325_mxst_kouhou02_mxst_00001_09.pdf)、2025年8月29日閲覧)。
- (注36) 韓国中小企業・新興企業省「2024年中小企業年次報告書」(2025年7月11日、<https://mss.go.kr/site/smbo/ex/bbs/View.do?cbIdx=128&bcIdx=1060191>)。
- (注37) OPSIホームページ'VENTURE NARA' cyber shopping mall for start up and venture company, OECD (<https://oe.cd-opsi.org/innovations/venture-nara-cyber-shopping-mall-for-start-up-and-venture-company/>、2025年8月29日閲覧)。
- (注38) 韓国公共調達庁ブログ「公共調達庁に興味がありますか？！（2）調達庁の役割（조달청이 궁금해?! ②-조달청의 역할）」(<https://blog.naver.com/ppspr/223916779335>、2025年8月29日閲覧)。
- (注39) 調達業法において、国家機関が発注する30億ウォン以上の工事、1億ウォン以上の物品または役務購入は調達庁を通じて発注することを規定。なお、2026年までに調達庁が担当する物品および役務調達の発注基準が5億ウォン、工事発注基準は100億ウォンに引き上げられる予定（福田ら [2025]）。
- (注40) 韓国公共調達庁ホームページ (<https://www.pps.go.kr/kor/bbs/view.do?key=00634&bbsSn=2409060013>、2025年8月29日閲覧)。

#### 4. わが国におけるイノベーション志向の公共調達の促進・定着に向けて

ここまで、わが国ならびに海外におけるイノベーション志向の公共調達への取り組み動向についてみてきた。公共調達には、透明性、公正性、競争性、経済性が求められるなか、政府・地方自治体などのニーズに応じた革新的なソリューションの調達を可能とするために、諸外国では制度整備を図るとともに、公共調達に従事する人材の専門能力の強化や需要側・供給側双方を支援する仕組みも重視して対応策を講じていることがわかった。以下では、諸外国の取り組みを参考に、わが国でイノベーションに資する公共調達を促進するために講じるべき施策について考察する。

##### （1）諸外国の取り組みの共通点

前章で、イノベーション志向型の公共調達に取り組む海外の先行的な事例について見てきたが、共通する取り組みとして、①イノベーション調達の包括的な枠組みを明示し、制度化に取り組んでいる点、②イノベーション調達を支援する専門組織を設置している点、③公共調達に従事する人材の能力開発を重視している点、④一元的に情報を収集・提供するプラットフォームを構築している点、が指摘できる（図表23）。上記4点について、詳しく見ていく。

第1に、各国のイノベーション戦略において、これを推進・実現する手段の一つとして公共調達が中核に位置付けられているだけでなく、イノベーション調達を実施するための定義やルール、手続きなど、調達当局・サプライヤー双方が従うべき包括的な枠組みに関して、必要な情報が適切かつ統一された形で明示されている点である。海外の先行事例では、公共調達をイノベーション志向型に転換するために、

公共調達改革を宣言して法律の見直しが進められている（イギリスの2023年調達法、EUの2014年公共調達指令、ドイツで審議中の調達加速化法、韓国で2020年に改正された調達業法・同施行令など）。改正された法律において、イノベーション調達や関連する制度に関する定義・規定などが明記されるとともに、制度の詳細や手続きなど情報を補完するためにガイダンスやガイドライン、専用のホームページなどが用意されている。国や地方自治体などの調達担当者が従うべき枠組みを明確にすることにより、公共部門が研究開発から実用化段階まで一貫して関与するイノベーション調達に取り組みやすくするとともに、透明性・公正性・競争性を確保する狙いがある。さらに、韓国は公共機関に対し、イノベーション調達の実施を義務付け、目標・数値を設定し、達成状況を公表・評価している。

(図表23) 先行する海外事例の共通点

国名		イギリス	ドイツ	韓国
公共調達改革で重視する視点	MEAT から MAT へ	プロセスの加速化	受け身の契約者から能動的・先見的な調達者へ	
包括的な法的枠組みの策定	2023年調達法	調達加速化法を可決 (EU 公共調達指令)	調達業法 (2020年改正) 革新的製品指定制度	
専門機関の設置	全体統括	王立調達サービス庁	—	公共調達庁
	審査	PRU (調達審査ユニット)	—	調達政策審議委員会 公共需要発掘委員会 革新製品評価委員会など
	その他	GCF／GCO DCCoE (デジタル分野の調達専門組織)	KOINNO (BMWE 傘下のイノベーション調達支援組織)	韓国調達研究院 (政策研究)、革新的製品支援センター
	官民連携・地域組織等	IPEC (イノベーション機関と大学等の連携組織)	州政府のイノベーション調達専門組織 (ZENIT、ITDZ Berlin 等)	イノベーティブ・プロダクト・スクウェット・プログラム (民間専門家との連携)
人材育成・評価制度	GCF／GCO	KOINNO	公共調達能力開発研究所	
情報プラットフォーム	Find Tender	KOINNOvationsplatz	KONEPS VENTURE NARA Inno-KONEPS	
その他	2025年に新たな公共調達戦略策定の予定	目標設定、報告義務付けの提言	目標設定、達成を義務付け	

(資料) 日本総合研究所作成

第2に、政府の公共調達やイノベーション調達に関する政策や目標、実施状況を統一的に策定・管理するばかりでなく、調達当局・担当者やサプライヤーに対する支援や人材育成などにも専門的に取り組む組織が設置されている点である。イギリスや韓国では、国や地方自治体の公共調達政策を統括・主導する政府機関（イギリス・王立調達サービス庁、韓国・公共調達庁）が設置されているほか、ドイツではイノベーション調達の専門機関KOINNOがある。こうした機関が存在することで、公共調達ならびに様々な調達分野に関する専門性が高められるとともに、各省庁・地方自治体の調達の実務、新規サプライヤーの公共調達への参入を支援する体制が構築されている。必要に応じて、国内外の政策の研究や人材育成を担う部門も専門機関の傘下などに設置されている。政府機関ばかりでなく民間においても、大学や関連組織・専門家などが連携して公共調達や人材育成に関する研究・支援が実施されている点も先行事例の特徴である。

制度面に加えて、イノベーション調達における公正性・公平性・透明性担保のために、評価・審査の制度が導入されている点も重要である。価格の低さばかりに偏重せず、需要者にとって最適な調達を実現するためには、外部の第三者の専門的かつ客観的な知見を踏まえた説明責任と監視・監督を担う機能が必要とされるためである。イギリスのPRU (調達審査ユニット) や韓国の公共調達庁・調達政策審議委員会な

どがそれにあたる。

第3に、調達に携わる人材の専門的な能力の維持・向上が不可欠であり、人材育成や専門能力の強化に力を入れている点である。公共調達について、技術の進化ばかりでなく、環境や社会への配慮など新たな要請もあり、専門化・複雑化していることが背景にある。イギリスの場合には、さらには人事評価制度において、専門能力の高い人材は上級公務員と同等の資格・報酬としていることも、質の高い人材を確保・維持することに繋がっている。なお、先行事例では、調達側の公共機関や職員ばかりでなく、供給側のスタートアップや中小企業に対しても、公共調達市場への参入に向けた育成プログラムが提供されている。需要・供給の双方の人材の能力強化が図られることで、調達手続きの円滑化ばかりでなく、より質の高い製品・サービス等の調達が可能になると考えられる。

第4に、公共調達に関する様々な情報を一元的に収集・提供したり、需要側と供給側をマッチングするプラットフォームが構築されていることである。調達当局の担当者や中小企業・スタートアップは、分野や組織ごとに様々に乱立するサイトを検索することなく、知るべき制度の詳細やニーズに合った支援プログラムなど、必要な情報を円滑かつ容易に入手できる。また、調達担当者にとっては自組織のニーズや抱える課題を情報プラットフォームに登録することで、潜在的な解決策を有する相手にたどり着く可能性が高くなる。スタートアップや中小企業にとっては、自分たちの有する技術やサービス、これまでの活用場面や提案などを登録して調達当局にアピールすることが可能になるとともに、潜在的なニーズを持つ相手にアクセスしやすくなり、調達に参入できる機会が大きく広がることになる。先行事例の情報プラットフォームは、単に公共調達の手続きの電子化にとどまるのではなく、ここで収集される情報やデータは政策の分析や改善に役立てられているという側面も重要である。

## (2) わが国の課題～イノベーション志向の公共調達促進に向けた「壁」の解消

わが国におけるイノベーション志向の公共調達やスタートアップの参入機会拡大の課題として、第2章の内閣府のアンケート調査（前掲図表8）では、政府機関側の調達情報の提供や目利き機能が不十分なため、ニーズに合う技術や優れた提案を採用できていない現状が指摘されている（注41）。これらは、調達情報の公開の問題、入札提案の採用判断の問題、入札手続きの複雑さの問題、市場規模や市場選定・展開の問題として整理される（図表24）。

（図表24）政府機関や地方自治体における公共調達の課題

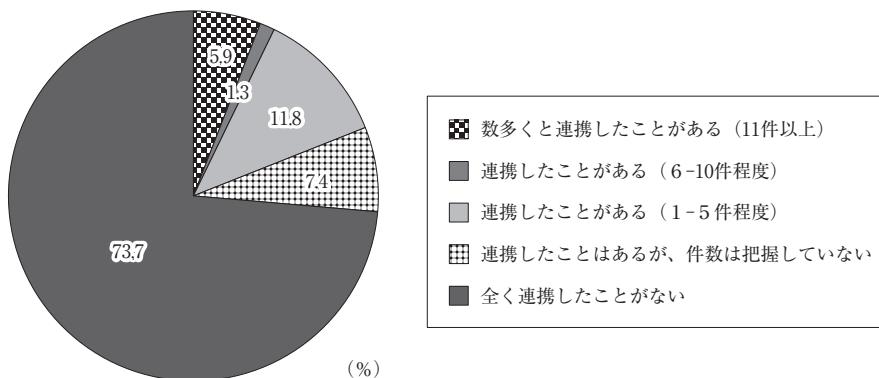
	政府機関や地方自治体の課題	企業の課題
調達情報	幅広い認知を獲得できていないこと	情報のキャッチアップ不足
入札提案採用	目利き・採用判断が難しいこと	信用を獲得できていないこと
入札手続き	手続きが複雑であること	—
市場規模	市場規模として適切でないとされることが多い	市場選定・参入規模として判断しづらいこと

（資料）POTETO Media「令和4年度グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業に関する調査報告書」経済産業省、2023年3月

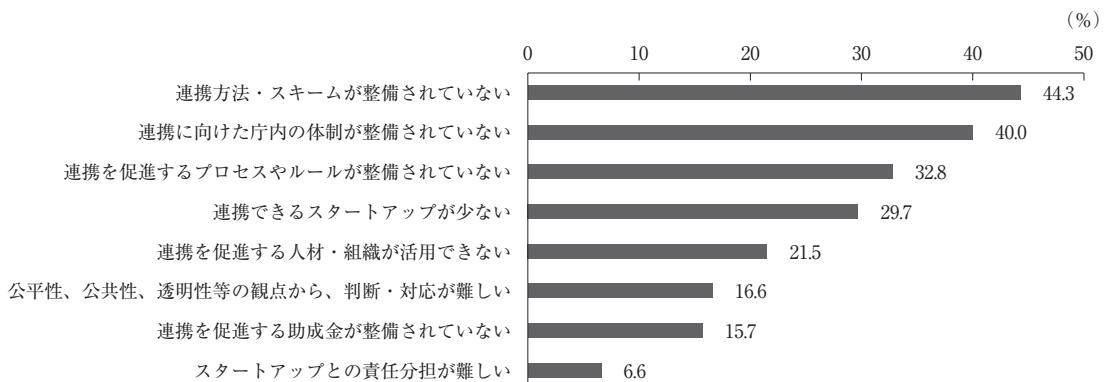
また、自治体のスタートアップとの連携実績をみると、全く連携したことがないと答えている団体が73.7%に上る。スタートアップとの連携における障壁としては、連携方法・スキームや府内の体制、プロセスやルールが未整備であること、連携を促進する人材・組織が活用できることなどを挙げる自治体が

(図表25) 地方自治体のスタートアップとの連携実績と障壁となる要素

自治体のスタートアップとの連携実績 (n=391)



スタートアップとの連携における障壁となる要素 (n=427)



(資料) 経済産業省「地域の社会課題解決に資するスタートアップへの支援について」2025年5月（原典：EY新日本有限責任監査法人「令和5年度産業経済研究委託事業（インパクトスタートアップの官民連携にかかる調査研究）」2024年3月29日）

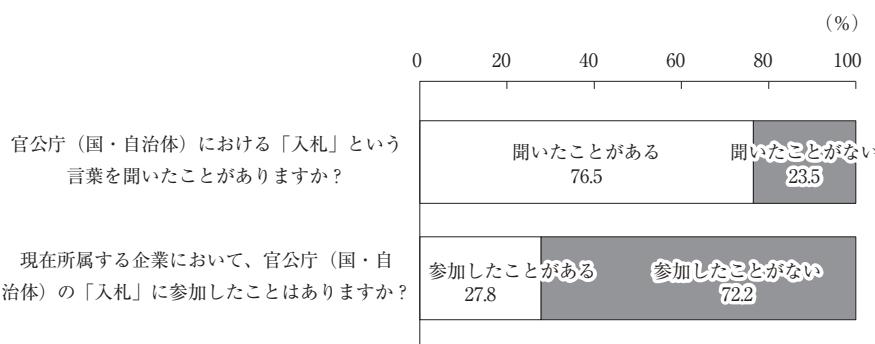
(注) 全1,788の自治体を対象にWEBアンケートで調査を実施し、有効な回答を集計したもの。

多い（図表25）。

一方、スタートアップ側の実態についての調査（注42）をみると、入札という言葉を聞いたことがある企業は7割以上であるにもかかわらず、入札に参加したことがないとの回答は7割以上に達している（図表26）。不参加の理由としては、「自社と無縁と思っている」（54.4%）、「どうやって参加すればいいかわからない」（26.9%）とする回答が多い。スタートアップ向けの「入札参加資格の特例」や「トライアル発注制度」を知らないとする回答が約7割（全く知らない43.3%+あまり知らない26.2%）に達しているなど、公共調達に関する情報不足が要因と考えられる。

これらの障壁は、2014年の「第4期科学技術基本計画」などで指摘されてきた、イノベーション志向の公共調達に対する制度、意識、能力の三つの壁と重なる（図表27）。すなわち、「制度の壁：公共調達関連の法律（会計法、予決令等）において目指されている『必要なものを安く買う』という方針との整合性」、「意識の壁：イノベーション視点での調達を行う必要性の認知度・理解度の不足、『最低価格落札方式』以外の選択に伴う調達担当者の負荷の増大」、「能力の壁：調達に関する“組織”的一元化がなされていないことによる調達のプロが育ちにくい環境（能力・スキルの不足）」である。さらに、需要側・供給側の双方に

(図表26) スタートアップの公共入札に関する実態調査



(資料) 「NJSS スタートアップ企業の公共入札に関する実態調査」(出典元URL: <https://www.uluru.biz/news/14255/>)

(注) 調査対象: スタートアップ企業に所属する課長以上の役職者に対するインターネット調査(サンプル数443名、本調査におけるスタートアップ企業の定義: 設立20年以下/従業員数200人以下/未上場企業)。

調査期間: 2024年10月11日～10月13日。

(図表27) わが国におけるイノベーション志向の公共調達を阻害する三つの壁

制度の壁	<b>公共調達関連法規との関係</b> わが国では、公共調達関連の法律である会計法、予決令、地方自治法等では「必要なものを安く買う」ことが基本となっており、そもそもプロイノベーションを意図したものではない。また、いわば調達のプロが十分にいないことにより、対外説明がしやすく簡単である、一般競争入札（最低価格落札方式）が選択されやすい状況となっている可能性がある。
意識の壁	<b>イノベーション志向の調達の必要性の認知・理解、調達担当者の負荷</b> 公共調達に関わる関係法令により、公共調達にあたっては、原則として一般競争入札、最低価格落札方式を選択することと規定されている。そのため、最低価格落札方式以外を選択する場合は、調達担当者が当該案件は例外案件であることを説明する必要がでてくる他、万が一、調達がうまく行かなかった場合などに、調達担当者が責任を負うリスクも発生してしまうといったことが考えられる。また、その背景として、従来の既に存在するものを調達するという考え方から、イノベーション指向で新技術・サービスの調達を行い、イノベーションを誘発していく必要性について、社会的な認知・理解の不足も指摘できる。
能力の壁	<b>調達組織・情報の一元化</b> わが国には、調達に関する政府全体の政策を企画立案し、またその確実な実施に責任を負う「司令塔」機能が十分ではないため、調達案件の分析・評価ができないことや調達のプロが十分に育たない問題が指摘されている。海外では、英国のように、調達を専門に扱う調達庁を設立し、可能な範囲において戦略的に政策的な行動を後押ししている国もある。また、欧州では TED により詳細な調達情報の一元化が実現されている。そのほか、ベンチャーからの調達となると品質面に問題がないとの判断が必要となるが、調達担当者に専門性がないケースも多いと考えられる。

(資料) 内閣府「第4期科学技術基本計画における科学技術イノベーションのシステム改革等のフォローアップに係る調査報告書」(2014年3月24日)

とて、アクセスすべき窓口や情報が分散しており、必要な情報が入手しにくいという問題がある。本稿では、前掲の三つの壁に加えて、この「情報の壁」も追加して論じることとしたい。

前項で整理した諸外国の取り組みも、これらの壁の解消が目的であり、こうした先行事例も参考にしつつ、国・地方自治体を含む公共部門全体としてイノベーション調達の促進・定着に向け統一的な枠組みを講じることが求められる。ただし、前述の「壁」の解消について、制度の変更や人材育成など長期にわたる課題もあり、すべてを一度に手掛けることは困難である。そこで、それぞれの施策のハードルの高さに応じて、下記の通り、短期、中期、長期に分け、段階的に取り組みを進めていくことが望ましい。

#### A. 短期～中期に取り組むべき課題:「情報の壁」の解消

まずは、「情報の壁」の解消に向け、一元的な情報プラットフォームを構築するとともに、需要側と供給側のマッチング機能を高める仕組みづくりを進めていくことが必要である。現状、イノベーション調達に関する施策が各府省庁や地方自治体ごとに分かれているため、予算や人材、情報発信面でも分断・

分散が生じており、スタートアップの側からはアクセスすべき接点がわかりにくいことが問題とされている（注43）。また、調達当局においてもイノベーションに資する取り組み事例や調達先候補、調達した物品・サービスに関する情報などを組織横断的に共有することで、ベストプラクティスなども参考にしつつ自らの調達においてよりニーズに対応した効果的なものを選定していくことに繋がろう。

こうした観点から、調達当局・サプライヤーの双方が調達に関する情報・データを組織横断的に一元的に登録・収集できる情報プラットフォームの開設が望まれる。このプラットフォームを通して、需要側と供給側のリンクを強化し、ニーズとソリューションのマッチングを円滑に実施可能なシステムとしていくことも視野に入れるべきである。本稿の先行事例以外にも、フランスでは2009年に設置された財務省国家調達局（SAE）が、自身のホームページで情報発信を行うだけでなく、「Plate-forme des achats d'innovation」（イノベーション調達プラットフォーム）と呼ばれるシステムを設置して、中小企業と公共調達者との最初のコンタクトを容易にする革新的なサービスを提供している（注44）。

これまでのわが国における公共調達の電子化は、調達手続きのオンライン化の側面が強いものであった。手続きがオンラインで可能という機能面ばかりでなく、情報・データの充実と一元化による需要・供給双方にとっての調達機会の拡大ということにも重点を置いて、プラットフォームの再構築を進めいく必要がある。

なお、情報プラットフォームは、単に手続きのオンライン化や情報の収集・提供の機能ばかりでなく、ここで集積された情報・データを評価・分析し、公共調達政策の改善・深化、イノベーション調達の進捗を管理・監視するための指標づくりなどにも活かしていくべきである。

## B. 中期～長期的に取り組むべき課題：「能力の壁」の解消

次に、中期から長期にわたる取り組みとして、「能力の壁」の解消に向けて、公共調達に従事する専門性の高い人材の育成に取り組んでいくことが求められる。「令和5年度調達改善の取り組みに関する点検結果」（行政改革推進会議）では、「実践的ノウハウ等の情報共有として、これまでの国の調達に係る契約状況を整理するとともに、調達改善の取り組みをさらに推進する観点から、重点的に推進するテーマを定め、各府省庁に対し、勉強会や電子掲示板を活用することでノウハウをわかりやすく共有し、その活用状況の把握に努めつつ、取り組みの定着を支援していくこと」の必要性が示されている。もっとも、同報告書では組織によって取り組み状況には差異が見られ、職員の意識や改善の進め方にも温度差があることも指摘されている。こうした課題解決のためにも、人材育成や研修制度の充実が欠かせない。もっとも、組織ごとの自主的な取り組みにとどめていては、一層差が広がることが懸念されるため、府省庁横断的・組織横断的な対応が必要とされる。

OECD [2025] によれば、公共調達に従事する職員の能力向上のために、ナレッジセンターとの協働アプローチの実施が求められるが、それに関する調査項目（①専門的・特化した訓練機関、②共同研究プログラム、③共同セミナー・ワークショップ）について日本の回答はすべて「No」、すなわち実施されていないのが実情である（注45）。すでに、諸外国が長年実践しているように、わが国においても公共機関の調達担当者のスキル向上のための育成プログラムを検討・実施していくことが望まれる。具体的には、公共機関にとって効果が高い調達やイノベーション志向の調達に関する正しい理解の習得、イノベーショ

ン調達の対象となる新しい技術に関する目利き能力の向上、必要とされるノウハウの習得などが挙げられよう。

わが国の場合には、行政職員は数年で職場を異動するジョブローテーションが一般的であり、専門性を高める機会がないことも課題である。EUでは2017年に「公共調達の専門職化に関する提言」を採択しており、①政策アーキテクチャの策定:公共調達の専門職化を促進する基本的な戦略の策定、②人的資源:公共調達担当者のためのトレーニングとキャリアパスの提供、③システム:公共調達の専門的な実務を支援するための適切なツールや方法論の提供、に取り組むことを勧告している（注46）。わが国においても、イギリスの事例などを参考に、高い専門性・技術力などが求められる分野の職員のノウハウの蓄積、評価や待遇、キャリアパスなどについても検討していく必要があろう。

なお、調達担当者の能力面の補完、ならびに前述の制度面の実効性確保、イノベーション調達の透明性や公正性確保の観点から、調達当局が個別に調達の適否について審査・評価をするのではなく、諸外国のような統一的な審査・評価制度や専門機関の導入も検討に値するのではないか（後述）。

#### C. 長期的に取り組むべき課題:「制度の壁」の解消

従来の制度・慣習を改革していくには相応の時間がかかると予想されることから、「制度の壁」の解消に向けては長期的な課題として取り組む必要があろう。具体的には、包括的な法制度の枠組みや組織の見直し、審査・評価体制の構築、これらを統括・実施する中央機関の設置などの検討が求められる。

わが国の公共調達制度は経済性の原則が重視され、予定価格により上限を設定した一般競争契約が基本的な契約方式とされ、協議や交渉などの概念がないとされる（注47）。このため、「価格だけでは判断できない」「予定価格の算出が難しい」イノベーション調達に、調達担当者が積極的に取り組むことはハードルが高い。確かに、近年においては、特定の政策目的の実現のために公共調達を活用する取り組み（付帯的政策）も増えてきており、ガイドラインなどを設定してイノベーション調達を導入しようとする試みも様々に登場していることは、第2章で紹介した通りである。もっとも、イノベーション促進の視点から抜本的に公共調達全体を改革しようとする動きにまで結びついていない。付帯的政策として個別の法律（官公需法、グリーン購入法、女性活躍推進法など）で優先調達が規定されており、必要に応じて新たな調達スキームやガイドラインが講じられているが、調達当局側・サプライヤー側の双方にとっては、かえって制度が複雑でわかりにくくいものとなっている。諸外国のイノベーション調達の動向を詳細に調査したJST CRDS [2023] は、「内閣府が策定した関係ガイドラインの整備や、日本版SBIR制度を通じた検討の他、個々様々な事業単位での取組は存在するものの、各国に類するような包括的な法規や制度、機関は未成熟」と断じている（注48）。

したがって、わが国も公共調達における「Value for Money」の確保、ならびに公共部門のニーズに応じた革新的なソリューションを調達可能とするために、制度的枠組みを抜本的に見直す必要があろう。まずは、公共調達に関する基本的な理念として、現在の経済性（価格）を重視する原則から、品質や将来の便益、社会・環境的な側面、イノベーションの促進など、価格以外の要素も含む総合的な評価への転換（いわゆるMEATからMATへの転換）を明確にすべきである。そして、需要・供給双方の当事者がイノベーション調達に取り組む際に定義や調達手法、手続き、留意事項の詳細などを参照できるように、

制度としてイノベーション調達を明確に規定することが不可欠である。国・地方自治体などの公共機関が公共調達に取り組む統一的な枠組みとして、政府横断的な体制を構築するとともに、それを管理・監督するための組織の改編を含め、より効果的・効率的な政策形成・実施の在り方、場合によっては中央機関の設置も検討が求められよう。とくに、公共調達は税金を投入するものであり、効果を測定・評価するためのデータ整備を行い、こうした知識ベースのもと不断の制度改善・改革を図る必要がある。政府関係者や民間事業者、政策研究者等を広く巻き込み、制度の認知度や実効性の向上を図るためにには中央機関・司令塔の設置が不可欠になると考えられる（注49）。

なお、諸外国ではイノベーション調達において、「競争的対話（注50）」が導入されているが、わが国においても従来の硬直的な公共調達の手法から脱し、調達物品や目的に応じた多様かつ柔軟な手法を検討していく必要がある。

なお、残された「意識の壁」に関しては、上記で述べた情報、能力、制度の壁と密接に関連している。上記の取り組みを通じた公共機関全体の意識改革、ならびにイノベーション調達を含む公共調達政策に関する研究を推進していく必要がある。加えて、目標を設定することによる意識改革の促進・浸透も重要である。現在の目標設定は、新規中小企業者との契約が官公需総額に占める率（3%以上）とされている（注51）が、こうした目標設定においてもイノベーションや社会・環境的な価値など、新しい視点を組み込む必要があるだろう。

（注41）内閣府「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」2019年4月1日（<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/procurement/guideline/guideline.pdf>、2025年4月16日閲覧）。

（注42）「NJSS スタートアップ企業の公共入札に関する実態調査」（出典元URL：<https://www.uluru.biz/news/14255/>）

（注43）経団連「スタートアップ躍進ビジョン～10X10Xを目指して～」2022年3月15日（[https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/024\\_honbun.html](https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/024_honbun.html)）。

（注44）三菱総合研究所「イノベーションを促進する「税制」に関する調査分析：科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進に関する政策課題の調査分析 報告書 分冊（1）」文部科学省、2015年3月（[https://www.mext.go.jp/content/20200325\\_mxt\\_kouhou02\\_mext\\_00001\\_09.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200325_mxt_kouhou02_mext_00001_09.pdf)）。

（注45）OECD [2025]。

（注46）European Commission “Recommendation on the professionalisation of public procurement: Building an architecture for the professionalisation of public procurement”, C(2017) 6654 final, October 2017. (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017H1805>)。

（注47）木下誠也「公共調達の課題」2024年10月（<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=http%3A%2F%2Fwww.kokyo.co.jp%2F20241004kinosita.pptx&wdOrigin=BROWSELINK>、スライド31枚目参照、2025年9月26日閲覧）。

（注48）JST CRDS [2023]（<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2023/TP/TP20230601.pdf>）。

（注49）株式会社三菱総合研究所、公益財団法人未来工学研究所「第4期科学技術基本計画における科学技術イノベーションのシステム改革等のフォローアップに係る調査 第3部 個別課題領域に關係した海外の政策」2014年3月24日（[https://www.ifeng.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/11/sti\\_a\\_kihon\\_01\\_4.pdf](https://www.ifeng.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/11/sti_a_kihon_01_4.pdf)、2025年4月30日閲覧）においても、同様に中央機関設置の必要性が言及されている。

（注50）「競争的対話」とは、「技術が未だ発展段階にあり予測が困難なため、財務的、法的不確実性が高い状況において、調達者が、供給先として考えられる業者と入札前の段階から対話をを行う」調達方式である（JST CRDS [2007]）。

（注51）新規中小企業者の契約比率の目標が制定されたのは、官公需法が改正された2015年度からである。中小企業庁によれば、当初は契約比率の推計結果（約1%）をみて、実現可能性を考慮しつつ、できるだけ高い契約目標とすべく、倍増（2倍）にする目標としていた。その後、2019年度は2015～2017年度の平均が1.32%となったため、その倍増である概ね3%とされ、2022年度には3%以上とされた経緯がある（中小企業庁官公需担当による、2025年7月30日確認）。

## 5. おわりに

わが国でスタートアップが増加し活躍の場を広げていくためには、多様な人々にとって起業しやすい環境を整備し、成長段階に応じて必要とされる様々な施策が講じられることが重要であり、各成長過程の施策間・支援関係者間における有機的な連携が必要とされる。なかでも、スタートアップが死の谷（注52）を乗り越え、自立・成長に繋げていくうえで、販路の開拓・顧客の獲得が不可欠である。その手段の一つとして、公共調達を活用して政府・地方自治体などが有望な技術や研究開発の成果の「最初の買い手」となり、事業化に向け伴走支援していくことは効果的かつ意義も大きいと考えられる。

もっとも、これまでの公共調達の活用は、スタートアップの成長支援という目標を掲げてきたものの、どちらかといえば短期的な補助金に代替するものとしての側面が強かったように思われる。諸外国も同様の反省を踏まえ、イノベーション志向の公共調達に転換していることが本調査研究を通じてわかった。加えて、2014年の「第4期科学技術基本計画」において、イノベーション調達の壁に対する対応策として、①政府横断的な推進・管理体制を構築すること、②効果の測定やそのためのデータ整備を行うこと、③制度の必要性・認知度の向上を図るためにプラットフォームを構築すること、が提言されたものの、その取り組みは10年以上たった現在も一向に摃っていないように見受けられる。

諸外国の取り組みからもわかるように、公共調達の原則とされている「Value for Money」は、単にコストが安く済むということだけではなく、調達の目的がより効果的に達成されることを強調するものである。これからわが国の公共調達においても、公共部門が触媒となってイノベーションの創出を促進するとともに、創出されたイノベーションを自身に取り込むことで、公共部門自体をイノベーティブなものに変革していくという視点がより重要となろう。

なお、公共調達について統一的な審査・評価制度を導入することは、透明性、公正性、公平性確保の観点から極めて重要な課題である。イノベーションのように価格以外の要素を考慮して調達先を選択することになると裁量の余地が大きくなり、公共調達制度の透明性・公正性・公平性が損なわれる恐れがあり、慎重さが要請されることから、価格以外の要素を適切に審査・評価する専門的かつ第三者的な機関の存在が不可欠である。加えて、経済安全保障の観点からも今後一段と評価・審査体制が重要度を増すと考えられる。公共機関が先端技術などイノベーションの成果を調達する際には、海外からの資本による当該企業コントロールの問題や、技術やデータの流出の恐れなど、リスクが一段と高まっている。こうした観点からも、公共調達におけるイノベーションの定義やイノベーション調達に関する包括的な枠組みの設定、調達先の参加資格の制限や適正な審査・評価制度の確立、そのための中央機関の設置などは極めて今日的な課題といえ、公共調達改革は時代の要請ともいえよう。

(注52) 研究成果を実用化に繋げるためのギャップの一つで、技術経営等において「死の谷」と呼ばれる。ギャップが発生する要因としては、シーズとニーズのマッチング不足や予算、人材等の資源投入不足が挙げられることが多い（防衛装備庁、経済産業省「デュアルユース・スタートアップのエコシステム構築に向けて」2024年9月）。

## 補論 地方自治体の先駆的取り組みの横展開

本論で述べた通り、わが国においても国の府省庁や地方自治体においてイノベーションを促進するために公共調達を活用する施策が進められている。もっとも、現状の仕組みは個々の省庁や地方自治体の

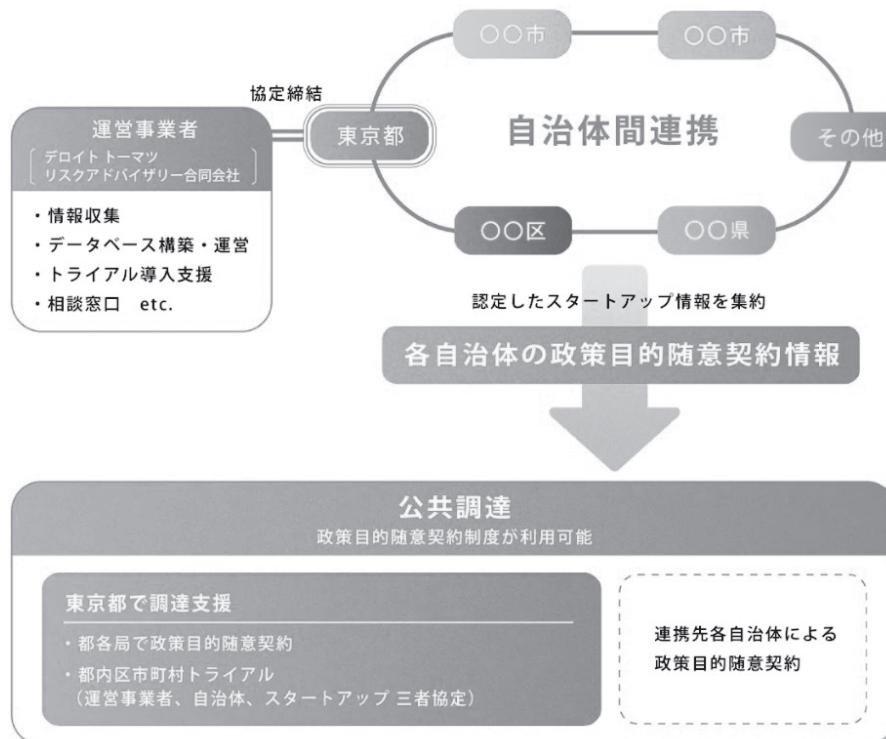
自主性に委ねられていることから、組織間、地域間で取り組みに差が生じ、意欲的なところとそうでないところで格差が開いていくことは否定できない。

そうした状況下、多くの地方自治体で新事業分野開拓に貢献するスタートアップからの調達を拡大するため活用されている「トライアル発注制度」を、国の公共調達に導入する必要性が提言されている（日本経済団体連合会）。ローカルトランスフォーメーションの観点からも、スタートアップからの公共調達を促進することの重要性が謳われており、トライアル発注制度を基盤として、需要側の調達当局と、革新的な技術やモノ・サービスを提供するスタートアップの間で、マッチングできる仕組みを構築することも考えられよう（注53）。

先進的な地方自治体で展開されている取り組みについて、全国で横展開していくことも検討に値する。例えば、小規模事業者との契約実績（前掲図表14）で上位にある東京都や広島県の取り組みが参考になる。

東京都では、スタートアップと自治体との協働を促進するために、「ファーストカスタマー・アライアンス（公共調達参入促進・自治体連携事業）」に取り組んでいる（図表28）。全国の地方自治体における政策目的随意契約の認定情報（注54）の共有・カタログ化により、スタートアップの情報の相互活用が可能な仕組みを構築、スタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大を図る狙いである。東京都のほか都内外の16自治体（注55）が参画しており、東京都では広く全国の自治体に拡大していく計画である。

（図表28）東京都「ファーストカスタマー・アライアンス」の事業スキーム

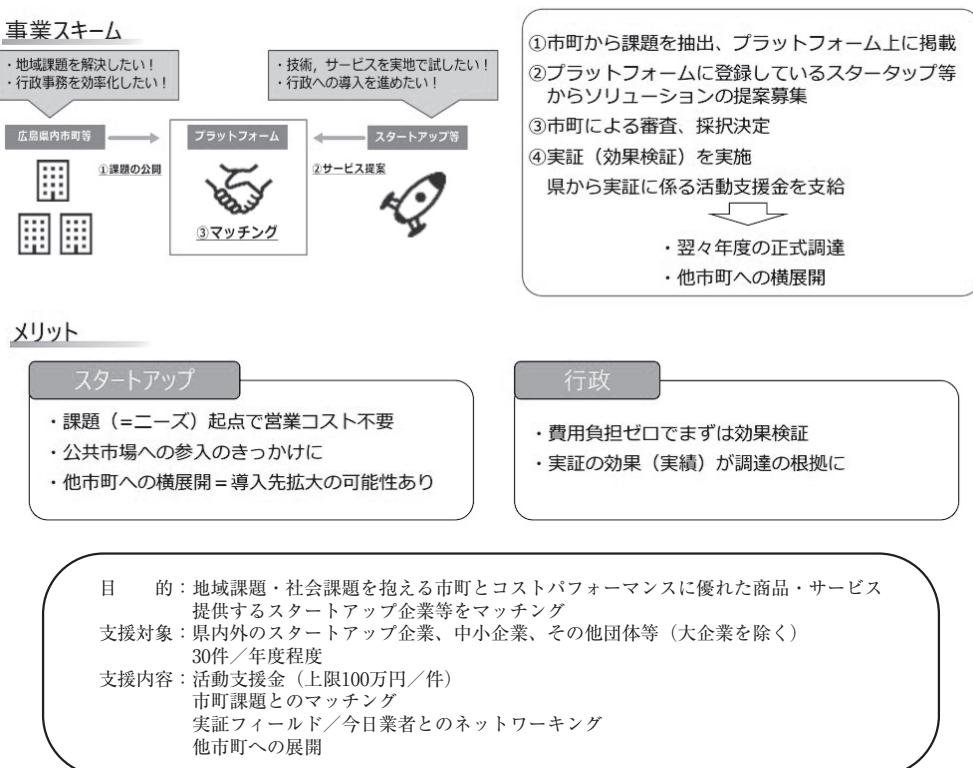


（資料）東京都スタートアップ戦略推進本部（2025年3月13日付、[https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/firstcustomer\\_alliance3](https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/firstcustomer_alliance3)、2025年9月24日閲覧）

（注）プレスリリース発表時は、東京都、文京区、墨田区、大田区、渋谷区、八王子市、愛知県豊橋市、大阪府堺市、福岡県福岡市が参画。

広島県では、「The Meet 広島オープンアクセラレーター」（注56）として、DXの推進と地域の課題解決に自治体とスタートアップが協働して取り組むプログラムを2023年度から開始している。県内の市町が課題を提示し、ソリューションやアイデアを有するスタートアップとのマッチングを行い、採択された企業に対して広島県から最大で100万円の活動支援金が支給され、当該支援金を活用した実証実験を行うものである（図表29）。2024年度は、応募総数が326件であり、そのなかから34の案件が採択されている。

（図表29）広島県「The Meet」の概要



（資料）広島県「ひろしまサンドボックス」説明資料、内閣官房デジタル行政改革会議、第5回国・地方スタートアップ連携実務者会議（2025年3月11日、[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_gyozaikaikaku/startup5/hiroshimaken\\_shiryo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/startup5/hiroshimaken_shiryo.pdf)、2025年9月24日閲覧）

これまで意欲的な地方自治体が個別に取り組みを進めてきたものであるが、そのなかでも上記のように他に横展開可能な優良な事例については、多くの公共機関・地方自治体が導入・従いやさしい統一的な枠組みを検討・整備していくことが求められよう。

（注53）全国知事会提言では、「④スタートアップ等からの公共調達の促進」として、「スタートアップ等の先進的な商品・サービスを公的機関で活用する観点から、当該商品・サービスの品質・コストに対する適正な評価や必要な認証の取得が円滑に行われる環境を整えること。また、地方公共団体が積極的に公共調達を推進できるよう、先端的なテクノロジーやビジネスモデル等も含めてスタートアップ等からの提案内容が評価できる人材を、地方公共団体で活用できる仕組みを構築すること。加えて、公共調達の結果、優れた商品・サービスが創出した付加価値に相応する地方公共団体の財政面での負担増について、国において財政的支援を行う」ことが提言されている（<https://www.nga.gr.jp/item/material/files/group/2/R513lx.pdf>）。

(注54) 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号（新製品の生産又は新役務の提供により、新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者から、競争入札によらず随意契約で製品・サービスを調達できることを定めた規定）に基づく認定。

(注55) プレスリリース発表時は、東京都、文京区、墨田区、大田区、渋谷区、八王子市、愛知県豊橋市、大阪府堺市、福岡県福岡市が参画。その後、茨城県、群馬県前橋市、長野県、岐阜県、静岡県静岡市、東京都新宿区、新島村、八丈町が加わっている（2025年10月）。

(注56) 広島県商工労働局イノベーション推進チーム地域産業デジタル化推進グループ「ひろしまサンドボックス」2025年3月28日 ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001000770.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001000770.pdf)、2025年9月26日閲覧)。

(2025.9.30)

謝辞: 本論文の作成に当たり、専修大学 法学部 准教授・渡邊 有希乃氏、Social Policy Lab株式会社 代表 取締役・川澤 良子氏より、多くの貴重な示唆や助言をいただきました。厚く御礼申し上げます。

## 参考文献

- ・福田隆之、望月美穂、新川隼平 [2025]. 「韓国の公共調達制度からみた我が国の公共調達制度への示唆」*GIC Discussion Paper*、東洋大学、2025年7月
- ・内閣官房デジタル行財政改革会議事務局、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、総務省自治行政局、経済産業省イノベーション・環境局 [2025]. 「スタートアップ等から公共調達を行う場合の知的財産の保護及び調達の工夫に関するガイドライン」2025年6月
- ・原田晃樹 [2025]. 「自治体公共調達の日英比較－ガバナンス論からの示唆」大原社会問題研究所雑誌 No.800、2025年6月
- ・経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 [2025]. 「地域の社会課題解決に資するスタートアップへの支援について」経済産業省、2025年5月
- ・内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 [2025]. 「スタートアップからの公共調達等の推進に向けた施策ガイドブック」内閣府、2025年1月
- ・木下誠也 [2024]. 「公共調達の課題」こうきょうNET、2024年10月
- ・経済産業省 [2024]. 「スタートアップからの公共調達促進について」経済産業省、2024年7月
- ・西村門多、保田紗里 [2024]. 「公共調達の現状について～付帯的政策への活用を中心に～」ファイナス2024 Jul.、財務省、2024年7月
- ・科学技術振興機構 研究開発戦略センター (JST CRDS) [2024]. 「主要国・地域の科学技術・イノベーション政策動向（2024年）」研究開発の俯瞰報告書、科学技術振興機構、2024年3月
- ・EY新日本有限責任監査法人 [2024]. 「令和5年度産業経済研究委託事業（インパクトスタートアップの官民連携にかかる調査研究）調査報告書」経済産業省、2024年3月
- ・川澤良子・大野泰資 [2019]. 「イノベーションの促進に向けて公共調達を活用する取組－EUの取組の検討を基にした我が国への示唆－」会計検査研究No.60、会計検査院、2019年9月
- ・科学技術振興機構 研究開発戦略センター (JST CRDS) [2023]. 「科学技術イノベーション促進型公共調達制度の国際比較調査」海外トピック情報、科学技術振興機構、2023年6月
- ・株式会社POTETO Media [2023]. 「令和4年度グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業に関する調査報告書」経済産業省、2023年3月
- ・梅澤幸助 [2022]. 「公共調達の現状と課題」調査と情報-ISSUE BRIEF-No.1183、国立国会図書館、

---

2022年3月

- ・内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）[2019]. 「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」内閣府、2019年4月
- ・三菱総合研究所[2015]. 「イノベーションを促進する『税制』に関する調査分析～科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進に関する政策課題の調査分析 報告書 分冊（1）」平成26年度文部科学省委託調査、文部科学省、2015年3月
- ・三菱総合研究所[2015]. 「イノベーションを促進する『公共調達』に関する調査分析～科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進に関する政策課題の調査分析 報告書 分冊（2）」平成26年度文部科学省委託調査、文部科学省、2015年3月
- ・三菱総合研究所[2014]. 「第4期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略における科学技術イノベーションのシステム改革等のフォローアップに係る調査」文部科学省、2014年3月
- ・公共調達と競争政策に関する研究会[2013]. 「公共調達における競争性の徹底を目指して－公共調達と競争政策に関する研究会報告－」公正取引委員会、2013年11月
- ・広瀬宗一[2011]. 「公共調達を国家戦略としてとらえる－『安ければいい』安易さからの脱却－」土木学会誌vol.96 no.6、2011年6月
- ・科学技術振興機構 研究開発戦略センター（JST CRDS）[2007]. 「イノベーション指向型の公共調達にむけた政策課題の検討：欧米との比較調査を踏まえて」2007年8月
- ・OECD[2025]. “Implementing the OECD Recommendation on Public Procurement in OECD and Partner Countries 2020-2024 Report” OECD Public Governance Reviews, OECD, June 2025
- ・Bruno Monteiro, Andras Hlacs, Paulina Boéchat[2024]. “Public procurement for public sector innovation: Facilitating innovators' access to innovation procurement” *OECD Working Papers on Public Governance No. 80*, OECD, 2024
- ・PwC, European Commission[2024]. “Germany: Country Profile – Benchmarking of national policy frameworks for innovation procurement” European Commission, 2024
- ・European Commission[2024]. “European Innovation Scoreboard 2024 – Country Profile Germany” European Commission, July 2024
- ・OECD[2025]. “Implementing the OECD : Recommendation on Public Procurement in OECD and Partner Countries 2020-2024 Report” OECD Public Governance Reviews, OECD, 2025
- ・Government Commercial Function[2023]. “Guidance: Transforming Public Procurement – our innovation ambition” Cabinet Office, October 2023
- ・OECD[2023]. “OECD Reviews of Innovation Policy: Korea 2023” OECD, October 2023
- ・Interreg Europe[2023]. “Innovation Procurement: A Policy Brief from the Policy Learning Platform on Research and Innovation” Interreg Europe, March 2023
- ・OECD[2022]. “OECD Reviews of Innovation Policy: Germany 2022 – Building Agility for Successful Transitions –” OECD, 2022
- ・David Connell[2017]. “Leveraging Public Procurement to Grow the Innovation Economy: An

Independent Review of the Small Business Research Initiative by David Connell; Final Report and Recommendations” Department for Business and Trade and Department for Business, Energy & Industrial Strategy, November 2017

- OECD [2017]. “Public Procurement for Innovation: Good Practices and Strategies” OECD Public Governance Reviews, OECD, May 2017

#### 参照URL

- 中小企業庁「官公需施策」ホームページ  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.html>)
- OECD OPSI (Observatory of Public Sector Innovation) ホームページ (<https://oecd-opsi.org/>)
- 欧州委員会「Innovation procurement」ホームページ  
([https://commission.europa.eu/funding-tenders/tools-public-buyers/innovation-procurement\\_en](https://commission.europa.eu/funding-tenders/tools-public-buyers/innovation-procurement_en))
- Living in EU 「Innovation Procurement」ホームページ  
(<https://living-in.eu/eu-support-services/procurement-support-materials/innovation-procurement>)
- イギリス政府「Transforming Public Procurement」ホームページ  
(<https://www.gov.uk/government/collections/transforming-public-procurement>)
- Local Government Association「Transforming public procurement」ホームページ  
(<https://www.local.gov.uk/our-support/procurement-hub/transforming-public-procurement>)
- Crown Commercial Serviceホームページ (<https://www.crowncommercial.gov.uk/>)
- Government Commercial Functionホームページ  
(<https://www.gov.uk/government/organisations/government-commercial-function/about>)
- ドイツ連邦経済エネルギー省 (BMWE) ホームページ  
(<https://www.bundeswirtschaftsministerium.de/Navigation/EN/Home/home.html>)
- ドイツ「KOINNO」ホームページ (<https://www.koinno-bmwk.de/en/>)
- 韓国公共調達庁ホームページ (<https://pps.go.kr/>)